

平成29年 第5回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 12月6日(水)から19日(火)まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
12月6日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
7日	木			
8日	金			
9日	土			
10日	日			
11日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
12日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
14日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
15日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
16日	土			
17日	日			
18日	月	予 備 日		
19日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

※一般質問が11日で終了すれば、12日は休会となります。

平成29年鞍手町議会第5回定例会会議録（第1号）						
平成 29 年 12 月 6 日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年12月6日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年12月6日 午後1時28分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	6	田中 二三輝		8	鯨坂 省治	

職 務 席	議会事務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務 次 長	長 浦 良	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	白 石 秀 美	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久保田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成29年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月6日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第66号 鞍手町農業委員会の委員の定数に関する条例
- 日程第4 議案第67号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第68号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第69号 専決処分の承認（平成29年度鞍手町一般会計補正予算第4号）
- 日程第7 議案第70号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第71号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第72号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査について

平成29年12月6日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成29年第5回鞍手町議会定例会を開会します。

まず町長より提出されております、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略、平成28年度報告書。

地方独立行政法人くらて病院第1期中期目標期間の業務実績報告書及び評価結果報告書と社会資本総合整備事業役場・猪倉線石ヶ崎橋外1橋修繕工事請負契約状況報告書。

監査より提出されております例月現金出納検査報告書及び財政支援団体等監査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において6番議員 田中二三輝君及び8番議員 鯨坂省治君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から12月19日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第66号から日程第5 議案第68号までの3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第66号から日程第5 議案第68号までの3件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第66号は、鞍手町農業委員会の委員の定数に関する条例であります。

本条例は、農業委員会等に関する法律が平成28年4月に一部改正されたことにより、農業委員会の委員の選出方法の変更が行われたため、必要な事項を条例として制定するものがあります。

なお、「鞍手町農業委員会委員中選挙による委員定数条例」につきましては、平成30年3月31日をもって廃止をいたします。

次に、日程第4 議案第67号は、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律において、地方公務員の育児休業等に

関する法律が改正されたことに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第5 議案第68号は、鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

鞍手町総合福祉センター福祉棟の浴場につきましては、設備の老朽化や利用者数の減少から今年度末をもって廃止する方針であることはこれまでも表明しており、また、総合福祉センター全体につきましては、役場新庁舎等建設に伴い、最低限必要な機能を新庁舎複合施設及び中央公民館に集約し、全施設を閉鎖することとして、鞍手町庁舎等建設検討委員会の中間答申を経た上で、鞍手町庁舎等建設基本計画案を作成しているところであります。

このたび、鞍手町庁舎等建設検討委員会の中間答申の付帯意見に基づき、行政内部におきまして閉鎖後の売却や利活用などの処分に係る検討に着手していたところ、将来的な全施設の利活用を前提としたプロジェクトの提案もあったことから、この機会を失することなく取組を進めるよう段階的に条件整備を行っておく必要があるため、所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第3 議案第66号から日程第5 議案第68号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第6 議案第69号から日程第9 議案第72号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第6 議案第69号から日程第9 議案第72号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第69号 専決第9号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算第4号の承認であります。

本補正予算は、本年9月28日に衆議院が解散し、10月22日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が実施されることとなったことから、9月28日付けで専決処分を行ったものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ750万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ73億4,509万5千円といたしました。

次に、日程第7 議案第70号は平成29年度鞍手町一般会計補正予算第5号であります。

本補正予算の主なものは、歳出では、2款 総務費において町税過誤納付金還付金を追加するほか、3款 民生費において障害福祉サービスにおける利用日数の増加などにより、事業費などを追加する一方で、12款 公債費において長期債の借入利率の見直しなどにより、

長期償還元金及び利子などを補正するものであります。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ5,726万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ74億236万2千円といたしております。

次に、日程第8 議案第71号は、平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、本年度の受益者負担金が確定し、消費税及び地方消費税などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ402万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億6,599万5千円としております。

次に、日程第9 議案第72号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、医療器機購入費の確定に伴う不用額を減額するほか、くらて病院建設事業に伴う実施設計の事業着手時期が未定のため関連予算などを減額するものであります。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ2億741万1千円を減額し、予算総額歳入歳出それぞれ2億3,927万9千円としております。

以上が、日程第6 議案第69号から日程第9 議案第72号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第10 地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

田中調査特別委員長。

○6番 田中 二三輝君

地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査報告について。

平成29年9月13日付けで設置した上記委員会における事件の調査が終了したことに伴い、鞍手町議会会議規則第76条の規定に基づき調査報告書を別紙のとおり提出するとともに報告いたします。

調査特別委員会設置の経緯。

地方独立行政法人法（以下、「法」という。）の趣旨は、設立団体から独立し、地方独立行政法人（以下、「法人」という。）に一定の事業を担わせることにより、効果的かつ効率的で透明性の高い運営を確保することであり、設立団体の法人への関与は必要最小限にとどめられ、法人の自主性が尊重されている。

法人と設立団体の協力関係は重要だが、設立団体の長が権限のない事項について法人に過度の干渉、指示や命令を行うことは法の趣旨に反している。

このことを踏まえ、地方独立行政法人くらて病院（以下、「くらて病院」という。）は法に

基づく定款を制定しているが、その定款の第9条第1項に「理事長及び監事は、町長が任命する。」第2項に「副理事長及び理事は、理事長が任命する。」と規定されている。また、第12条に「法人の職員は、理事長が任命する。」と規定されている。

今回、病院スタッフ268名の署名と共に提出された、病院運営に関する嘆願書（以下、「嘆願書」という。）には、徳島町長の独断による逸脱した権限行使の実態が記載されている。これらの実態が、くらすて病院の存続並びに医療スタッフの危機的状況を招いていることが記載されており、事実関係の解明と責任の所在、病院運営の正常化は議会として重大な事案であると判断した。

そこで、鞍手町議会9月定例会において、地方独立行政法人くらすて病院運営の正常化に関する調査特別委員会（以下、「調査特別委員会」という。）を設置した。

第1 調査の趣旨

調査特別委員会は平成29年9月21日第1回開催後、同年11月24日まで7回開催し、「嘆願書記載6項目に関する事実確認」、「原因の究明」、「責任の所在」及び「くらすて病院の正常化に関する事項」に関して、病院理事長を含む病院関係者及び徳島眞次町長をはじめその他の行政職員を参考人として聞き取り調査を行った。

第2 嘆願書記載6項目に関する事実確認。

調査特別委員会は、平成29年10月12日開催の第3回調査特別委員会から同年11月13日開催の第6回調査特別委員会に於いて、河野公俊理事長、八代 晃病院長、その他くらすて病院関係者及び徳島眞次町長、阿部 哲副町長並びにその他行政職員を参考人として聴取し、同委員会設置の契機となった平成29年8月30日付くらすて病院職員一同作成名義の「嘆願書」記載6項目の事実につき調査の結果、次のとおり確認した。

（1）嘆願書1項記載の事実

同項では、「病院採用の事務統括・新病院建設担当の副理事長を退職に追い込んだ件」と記載されている。

この点、徳島町長は、平成29年2月下旬以降、再三にわたり当時の今川副理事長の職位を外すように要求し、要求に応じないのは「業者とつるんでいるので辞めてもらう。」などと述べ、同副理事長を中傷非難するに及んだ。

さらに、徳島町長は、同年4月28日、新病院移転候補地現地視察において、多数の関係者の前で同副理事長に対し暴言を吐き、その名誉を毀損し、結果、同氏を退職に追い込んだ。

（2）嘆願書2項記載の事実

同項では、「年度末の理事長更新時期に新体制の名の元に町長主導による外部理事3名を含む役員構成を指示した件」と記載されている。

この点、徳島町長は、同年4月1日、くらすて病院に勤務経験がない3名を副理事長及び理事にするよう指示し、また、理事会の構成メンバーについても指示を行った。

（3）嘆願書3項記載の事実

同項では、「現事務局長を、新理事長就任と引き換えに退職させるよう指示した件」と記載されている。

この点、徳島町長は、同年7月31日、くらて病院に対し、ある人物を新事務局長として採用することを条件として紹介した。この時、看護部長及び事務局長は、先に理事にするようにと紹介されていた人物から、恫喝とも取れる発言を受けている。

くらて病院が新事務局長として紹介された人物に面接した結果、同人には事務局長職に必要な病院マネジメント経験がないため、臨時職員とすることとなった。

徳島町長は、このことに対し同年8月2日に強い遺憾の意を示し、現事務局長の退職届を強要した。更に、現事務局長が退職しなければ、新理事長の就任は白紙に戻すと病院に圧力をかけた。

(4) 嘆願書4項記載の事実

同項では、「新病院建設に関して、病院運営審議会で決定メンバーを全く違うメンバーにするように指示した件」と記載されている。

この点、徳島町長は、同年8月17日、従前、くらて病院が設置する「建設設計業務選定委員会」の委員8名のうち4名がくらて病院からの選出であったところ、これを正当な理由もなく2名に減じ、また、そのメンバーを指示した。

(5) 嘆願書5項記載の事実

同項では、「次期事務局長の採用に関して、人物及び時期について指示した件」と記載されている。

この点、徳島町長は嘆願書3項記載の事実で臨時職員として病院が採用した人物を同年8月28日、同年9月からの新事務局長とするよう再度、執拗に指示した。

(6) 嘆願書6項記載の事実

同項では、「町長推薦の経営コンサルタント会社と契約するように指示した件」と記載されている。

この点、徳島町長は、同年8月28日、町長室において、くらて病院に対し、町長の知り合いである経営コンサルタント会社を紹介し、同社と契約するよう指示した。

これら嘆願書記載にかかる事実は、関係人に対する聴取により認められ、かつ、徳島町長自身も、同年10月20日に実施した第4回調査特別委員会においてこれら全てを認めている。

第3 原因の究明

くらて病院は地方独立行政法人となって以降、病院の努力により診療科が充実し、黒字経営を続け、地域医療の要として安定した医療を提供していた。

さらに、くらて病院では、新病院建設に向け事務の充実を目的に病院建替えの経験豊富な人物を迎え、医師等はプロジェクトチームを編成し前向きに取り組んでいた中、数ヶ月の間、幾度となく徳島町長の不当な介入を繰り返し受けたことにより、医師等は安心して医療に専念することができず、断腸の思いで平成30年3月末での「辞職」を表明している。

病院が現在の状況に至った原因は、徳島町長の法ならびに定款に定められた権限を逸脱した不当介入であることが明らかとなった。

第4 責任の所在

くらて病院の内科常勤医師等を「辞職」に至らしめ、くらて病院が従前の医療提供ができない状況に陥った全ての責任は徳島町長にある。

理 由

(1) 確認した事実は、いずれも徳島町長による法あるいは定款等を逸脱した悪質で不当な介入行為であると判断・評価せざるを得ない。

徳島町長による行為は、くらて病院における「不正経理の噂」や「パワーハラスメントの疑い」などの事象に端を発したものと主張してはいるが、その内容や態様に鑑み、やはり不当なものというべき行為である。

(2) 徳島町長は、自分の思い通りにならない病院に対し、「産業医大に国会議員を連れて行く、うちは行政だ。行政に対してどのようなスタンスで医師を送り込んでいるのか。」「大学の予算がカットされる。政治の力を分かっている。」「政治的な圧力は凄いな、大学の予算をカットされたら大変。下手なことをしたらバシッとやられますよ。大学はビリビリ、チリチリしますよ。」などと、病院を恫喝した。

この発言は、町長としての資質に問題があることを自ら暴露することとなり、町長として有るまじき行為である。

(3) 徳島町長の不当な介入行為によって、くらて病院の医師は徳島町長に対する強い不信を抱き、安心して病院経営、医療の提供を継続することができない事態となり、かかる結果は重大である。

また、徳島町長は、本件に関し、報道機関に対して、「辞職を表明している医師は無責任」などと発言しており、これは、くらて病院の医師の名誉を毀損するばかりでなく、病院及び医師に対する住民の信頼と信用をも傷つけるものにほかならない。

(4) 加えて、徳島町長は、一方ではくらて病院に謝罪を行いつつ、他方で、住民や議会に対し、虚偽の説明や答弁を繰り返し、自己の行為の正当化に終始しており、そこには何らの反省も改善の姿勢も見ることができない。

(5) 徳島町長によるくらて病院に対する法あるいは定款等の権限を逸脱した執拗な不当介入行為は、その行為自体の内容・態様の悪質性、及びその結果の重大性に鑑み、到底許されざるものである。

第5 くらて病院の正常化に関する事項

度重なる徳島町長の法あるいは定款等の権限を逸脱した執拗な不当介入により医師等は強い不信感を抱いており、安心して医療に専念できない状況に陥った。くらて病院が失ったものは大きく、元の状態に修復できる状況にない。

徳島町長の独断による逸脱した権限行使により内科常勤医6名が辞職を表明したことで、患者は転院を余儀なくされ、その家族と共に不安や苦痛、経済的な負担を強いられることと

なった。特に透析が必要な患者は直接、生命にかかわる重大な問題であり不安も大きく、遠くまで通院しなければならず身体的、経済的負担を与えられることになる。また、産業医科大学との関係が崩れたことにより、中核病院であるくらて病院と鞍手町やその周辺地域の開業医との連携機能が果たせなくなっており、地域医療の崩壊に直面している。

さらに、夜間、休日の受け入れが困難な事態を招き、救急医療体制に甚大な影響を与えている。同時に、入院患者および外来患者の減少により、くらて病院の収益に重大な影響を与え、多大な損失に繋がりがねない。

くらて病院を存続させ正常化するには、医師の確保が不可欠である。くらて病院河野理事長は医師の招聘に尽力されているが、徳島町長による執拗な不当介入があった中で、それが障害となり、新たな医師を招くことは非常に難しい状況にある。

くらて病院の混乱を招いた徳島町長は負うべき多くの責任がある。その責任の一つは、法の趣旨である、「法人の独立性を尊重」を無視した徳島町長自身が、一番の被害者とも言える患者やその家族、鞍手町民及びくらて病院を利用する周辺住民に対し、誠意ある謝罪を行うとともに、くらて病院に対しては、今後一切の不当介入は行わないことを誓約し宣言する必要がある。

このことが、くらて病院の正常化へ繋がる第一歩であり、理事長以下、理事会、病院関係者が一丸となって、一日でも早く病院運営が正常に戻るよう努力していただくことを切に望むものである。また、くらて病院には、いかなる不当介入に対しても、毅然とした態度で対処する体制を築くことを期待する。

現在、くらて病院はマイナスからの出直しを余儀なくされ、病院の正常で安定した医療環境の構築には多くの時間が必要と思われる。

このことから、調査特別委員会は、くらて病院の正常化に関して、今後も注視していく必要がある。

以上報告いたします。

○議長 星 正彦君

これで地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査についての委員長報告を終わります。

この際 休会についてお諮りします。

明日7日から10日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日7日から10日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時28分

平成29年鞍手町議会第5回定例会会議録（第2号）						
平成 29 年 12 月 11 日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年12月11日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年12月11日 午後2時15分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	6	田中 二三輝		8	鯨坂 省治	

職 務 席	議会事務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務 次 長	長 浦 良	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	白 石 秀 美	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久保田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成29年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月11日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

平成29年12月11日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問をいたします。

まず1点目は、くらて病院の問題についてです。

12月議会初日に調査特別委員会の報告書が読み上げられました。特別委員会の報告ではくらて病院の正常化には医師の確保が不可欠だとし、病院理事長が医師の招聘に尽力されているが、徳島町長の執拗な不当介入があった中でそれが障害となり新たな医師を招くことは非常に難しい状況にあるというふうにしています。

この障害を取り除くには徳島町長自身が一番の被害者といえる患者やその家族、鞍手町民及びくらて病院を利用する周辺住民に対し誠意ある謝罪を行うとともに、くらて病院に対しては今後一切の不当介入は行わないことを誓約し宣言する必要があるとしています。

今くらて病院はマイナスからのスタートが強いられています。それどころか存続の危機にも直面しています。

町長が本当にくらて病院の正常化を図ろうとするなら、すぐにでも誠意ある謝罪と不当介入を行わないことを誓約すべきだと考えますが、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは町民の方々に不安を与えるような事態を招いたことについては、誠に申し訳なく思っております。この場をお借りいたしましてお詫びを申し上げたいとそのように思っております。

また、くらて病院の運営については、関係法令の定める権限の範囲において病院と協議をしながら進めていきたいとそのように考えております。そして今議員がおっしゃいました、今後不当介入を行わないことを誓約する考えはと、私は誓約書の書面を書けと言うのであれば書いてもかまいません。ただし条件がございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ちょっと、いきなり。なんと言うのですかね。まず、今回の町長が行ったことについて本当に悪かったというふうに考えているのでしょうか。なんか書いてもいいけれど条件があるとかいうような言い方ですが。どういう条件があるのか分かりませんが、そのことについて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今回の一連の病院の流れですけれども、まずは3月21日に八代理事長が私のところに来て、これは調査特別委員会の中でも申しましたけれども、事務長が裏金を作っているということを、これは何度も調査特別委員会の中でも言いましたけれども。この裏金問題、調査特別委員会であれほど私が言ったにも拘わらず今回の調査報告の中には、田中委員長はほとんど触れられていない。

無いに越したことはないのですが、もし裏金があったとか、これは分かりませんよ。もしの話、仮定の話ですよ。もしあったり、若しくは業務上横領、若しくは不正経理、そういったのがあった時には、条件があるというのは今現在の河野理事長は病院の建て直しのために来られました。

この事件が起こったのは八代理事長が町長に対して裏金があると言ったがゆえに町長がそれに対して動きを出した、アクションを起こしたというのが事実であります。

ですから、もし今後裏金があったりとか、不正経理があったりとか、もし発覚した時には河野理事長には責任を一切問わないということをきちっと皆様方で認識し、書いていただけるのであれば私はいつでも誓約書にはサインしてもいいかとそのように思っております。

それともう一つ、今回のこの問題で、もし本当に裏金や不正経理があった時には誰が責任を取るのかというところは、まだ未解決のままではないでしょうか。

今回の調査特別委員会は病院の正常化をする調査特別委員会だったと思います。今はしっかりと病院との、河野理事長さんと病院の理事会、そして行政、つまり町長とはしっかりした関係で、今河野理事長はお医者さんの招聘を一生懸命されておりますし、来たるべく桜が咲く頃にはおそらく病院は正常化するのではないかと私はそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

特別委員会の正常化というのを、病院内部の裏金問題がどうのこうのだからということの正常化ではないのですよ。特別委員会自体は今回6項目の嘆願書が出されて、これが本当に事実なのかどうかを確かめ、それがもし事実だとしたらどこにその責任があるのかと、医者

が何人も辞めて正常な運営ができない。それを元の正常な運営ができるようにするためにはどうしたらいいのかという調査特別委員会ですよ。その報告書が今回の報告書です。

裏金問題が一切書いていないとかいう、まずその発端があったとしても、じゃああるなしがあっても不当介入していいのかどうかということになるでしょう。きっかけはどうであれ、ほらありますよ。町長が言うきっかけは裏金問題に端を発したと、これ報告書の中にも入っていますよ。

ですが、それを理由にして不当な介入をしていいのかどうか。理事長を任命しませんとか、外部理事を入れようとしたりだとか、いろいろなことを町長はやってきたわけでしょう。それを本当にしていいのかどうかというのが問われたわけですよ。

そういうことをやられるというのが、他の病院だとか、大学病院もそうですけれども、伝わって行って、そういう所には行けませんよと。河野理事長も言われていましたが、今のままではくらで病院に行きたくないと。なかなか医師の招聘が難しいという状況にある。だから町長は裏金問題は今回、話をすり替えてもらったら困るのですが、そういう問題ではないですよ。それはそれですよ。不当介入があるから行きたくない、じゃその障害を排除しなるとなかなか医師の招聘も上手くいかないということでの報告書になっているわけですから、誓約書に名前を書いてもいいけど条件があるとか、そういう話ではないのですよ。

内外に知らしめる、この議会の場だけで謝罪するとかということだけでなく、きちっと本当に今までやってきたことを。裏金問題があると聞いたからこういうことをやりました。それでは理由になりませんよ。不法行為ですから。

ですから、今までのやり方について町長はきちっと町長のやり方でやってきた結果、医師らが辞めていく、病院の正常な運営ができない。このことに対して一番迷惑を被ったのは患者とその家族ですよ。もう余儀なく他の病院に移って下さいと。町長が言ったわけではないけれども町長がやった行為に対して医者が辞めるからそうせざるを得なくなったというのが理事会の見解ですよ。

ですから、その障害を取り除くために、この場だけで謝罪して一切しませんというのでなくて、正式に謝罪会見なりして内外に知らしめて欲しい。一切不当な介入はやりませんと、本当に患者さんやその家族、町民の皆さんにご迷惑をお掛けしましたということをしっかりと謝罪した上で今後一切しませんという誓約をしてほしい、誓約書を書けという話をしているわけではありませんよ。どうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

委員会の中でも私申しましたように不当な介入があったのは、その時点でお詫びをしたかと思えます。それは私も反省もいたしております。

ただ、私はお医者さんとは医療現場の方とは八代理事長としかお会いをしておりません。八代理事長といろいろなやり取りはあったのですが、八代理事長は新聞を見ると6人の医師

ところで聞きますよ。そういうのを。本当に今までやって来たことについての反省と謝罪をしっかりとすべきですよ。ここは。どうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私の介入においては、いけなかったということは何度も皆さん方の前ですみませんと言っております。ただ僕はお医者さんが3月まであるのに何で患者さんをそんなにあれしなくてはいけないのかなど。そこがちょっと分からない。そういうことでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

やっぱりそういうところが町長にはあるのですね。そういうところというのは、謝るのは謝ってもいいけれども、実際には医者が悪いというようなお話ではないですか。今までの発言を聞きますと。

町長が不当介入を繰返さなかったら医者が辞めるとか言う話にはならんのですよ。先程6分の1とか6分の5とかと言われましたが、その6分の1の院長も、それまでの嘆願書6項目の中の副理事長を辞めさせるに至らしめたことについても、それに対して嫌気がさして、ちょうど来年で、あと1年間で退職だから辞めますと言いに行ったわけじゃないですか。八代院長も本当は続ける気はあったと思いますよ。

これはもう任命しませんとか、その後でやっぱりお願いしますとか、色々なことを言って混乱に混乱を重ねたのは町長ですよ。悪気はなかったかもしれませんが、ですが不当な介入を続けたことによって医者の気持ちがそうなり、引いては一番の被害者である患者さん、町民の皆さんに迷惑を掛けているということですから、これに対して真摯に誠意ある謝罪をするべきだと思いますよ。どうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それは私は何度も申しておりますように、調査特別委員会の中で本当に申し訳ございませんでしたと謝っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今、以上でございますですけども、本音は「だがしかし、ですけども」という思いが見えるのです。町長は。でしたら本当にしっかりした謝罪会見なりをやって下さいよ。本当にそういうふうにするのでしたら。

先程も冒頭で言いましたが、くらで病院はもうマイナスからのスタートですよ。今さら申し訳ないけれども退職表明をされたドクター達は恐らく意志は変わらないというふうに思います。これは河野理事長の話でもありますが、本当にマイナスからのスタートですから、それを一転正常化に向けたスタートを切るためにも町長は今後一切そういった不当な介入はやらない、やりません。今までやってきて本当に申し訳ありません。患者さん達にご迷惑をおかけしましたという誠意ある謝罪をしっかりとした、この議会の場だけでなく会見なりを開くべきではないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

承っておきます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

承っておきます、やるとは言いませんけれども。やらないのでしたらどうなのでしょうね。本当に悪いとは思っていないのでしょうかね、私はそういうふうに理解します。

次に行きます。

先程、町長も八代院長から3月21日に裏金問題の疑惑があるというような話をお伺いしたというふうに言われましたけれども、調査特別委員会でもそういう話がありました。ですが、その後八代院長が言われているのが、町長にお話をしたのは7月6日だと。それ以前は一切やっていない、そんな話はしていないと。両者の意見が食い違っているわけです。

7月6日に老健施設の玄関口で町長が八代院長の方に、そこまで謝罪をしに行かれたのですかね。その時に話しましたということですが、これについてはどうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それは八代院長は嘘を言われていますね。3月21日の日に町長室に来られて、うちの秘書にアポが入りまして午後2時でしたか、多分午後だったと思いますが、日にちは3月21日で間違いございません。

その中で八代院長は、私に事務長が裏金を作っていると聞いたものですから、帰られた後にびっくりして、すぐ外に出て副町長とうちの秘書がおるところで、副町長の前で私がちゃんと、「副町長、裏金を作ってるみたいですばい」という話もしましたから、副町長もちゃんと覚えていると思います。

ですから、3月21日でこれは間違いございません。そしてまた7月6日の日に私が八代院長のところに行ったのは、何とか院長お医者さんを引き留めることはできませんか。断りと、私が色々なことについて介入しすぎたことについては断りを言って、その時に八代院長

が私に言われたのは、「重要なことを副町長に話しております」ということを言われたものですから、「何ですか私に話を教えて下さい」ということを詰めたのですが、八代院長はその場ではお話になりませんでした。副町長から聞いてくれということになりまして。

そして、私が帰りまして副町長から内容は聞いたということでもあります。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ここは両者の言い分が違いますので、いくらここで詰めても一致点はないというふうに思います。

ただ言っておきますが、特別委員会の中でも、9月の一般質問の中でも、やはり流れとして、次にも質問しますが八代院長を任命しませんと。4月から任命しません。その前に今川副理事長を辞めさせたと。辞めさせたとはいくつか執拗に辞めていただくように圧力をかけた、違いますか。

嘆願書1にありました病院採用の事務統括、新病院建設担当の副理事長を退職に追い込んだ件について、29年2月下旬以降再三にわたり当時の今川副理事長の職位を外すように要求し、要求に応じないのは業者とつるんでいるので辞めてもらう等と述べ、同副理事長を中傷非難するに及んだ。4月にも暴言を吐かれている。

業者とつるんでいるとかいうのは別として、3月21日にも当時の副理事長を辞めさせるようにお話をしているでしょう。八代院長に。職位を外すように要求しているでしょ。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

理事会で申したとおりでございます。肩書きが載っていたものですから、それについては調査特別委員会でしゃべっているかと思えます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

流れとしては、そこで職位を外すようにして4月1日になぜか外部理事3名を入れようというふうになりました。これは間違いないですね。

では、この外部理事3名はどのような関係の人なんですか。教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お一方は私がたまたま皮膚科に行っていました、その病院を多角的に経営されてある理事長でありドクターの方でございます。

もう二方は、県会議員のご息子さんとその親戚の方でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

その県会議員のご息子さんと親戚の方、くらて病院と何の関係があるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

事前に私もこの委員会の中で申しましたけれども、調査には時間がかかるだろうと。もう一つは内部だけではなかなか内部浄化は難しかろうということで、外部から入れた方がよからうということで。それとこの方達は県会議員の長男さんで、こちらはいろいろとお父さんが県議でありましたし秘書的なこともやられておりますし、その後は次男の方が県議員に立候補等をされておまして、言うなれば政治家の一家でございます。

特養の経営もされておりますし、どちらかというと親戚の方、そして特養の理事長であり県議のご息子さんというのは、私は政治家というふうな思いでお付き合いをさせてもらっております。

この方達のお陰をもちまして今回北九州市の議長さんを紹介していただいたり、色々な面において政治的なご尽力をいただいております。前回のくらて学園の学園祭の時にも井上議長さんが自ら仮装をされてくらて学園にもお越しいただいて挨拶をいただいたところでございます。

そういう意味においては、町としても非常にご尽力をいただいている政治家とそのように認識をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ですから、くらて病院に政治家さんがなぜ必要なのか。二人も。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは、あとは調査特別委員会で話したとおりでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

何のために政治家の、話したから以上じゃないですよ。これは本会議の一般質問ですからきちっと答えて下さい。

○議長 星 正彦君

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

病院を建替えるのに、それは独立行政法人だから病院がすることでしょうと言っても、その中枢部分である5人の理事のうちの3人を外部理事に入れようとしたわけでしょう。そして事務局長を理事長にしようということです。

この大事な時期に裏金の噂があるということで建替え問題は本当に独立行政法人だからそっちでやることではいけないでしょう。どうしても中枢部分に外部理事3名が入ってくるわけではないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私は特別委員会の中でも言ったと思いますが、あくまで調査が終わったら、この方達は引いていただくという意味で考えておりました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長の考えはそうでしょう。だけど当時はそういうことは見えません。何のために、今度から理事3名この方たちに入ってもらおうからという紹介だけだったのではないですか。裏金問題を調査するために柴田事務局長もいる前で言ったわけですか。福岡のホテルで。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ん。福岡のホテル？

○4番 宇田川 亮君

4月1日ですよ。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

その時は、ちょっと今日は資料を持って来ておりませんので日にち等はよく分からないのですが、ただ柴田君が。結局、八代院長がそれを認めてくれなかったのですね。ですから私には人事権はございませんので柴田君と話したら、柴田君が最後は受けてくれたということです。そこで話合って決めたと。だから私が実際に任命したというのはちょっとおかしいのではないかなと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ここは二転三転しているでしょう。1日に新宮の老健施設に行って、そこで3人を紹介したわけでしょう。今度から役員にするように。だけど事務局長はその時断ったと思いますよ。

裏金問題を調査するためと話をしましたか。その時、老健施設で。新宮の老健施設に政策推進課長と病院事務局長とを呼んだ時に、裏金問題を調査するために3人を外部理事に入れますという話をされましたか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

3人の方にはちゃんとその辺のところはお話を申しておりました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

3人の方にはじゃなくて、事務局長にですよ。事務局長に、何のためにこの3人を理事に入れるのか、外部理事を入れるのかという話をしたのですかと聞いているのですよ。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

○○○○○○○○○○。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

当時、噂されて、町長の言い方ですと八代院長から聞いて、「裏金をどうも作っているようだ」というような話があって、その当事者である事務局長に「この3人が裏金問題を調査する人間です。外部理事に3人入れます」という話をしたのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お三方に来ていただく時には、ちゃんと話しておりましたけれどね。以上でございます。

○議長 星 正彦君

質問者に申し上げます。あるいは答弁者に申し上げます。

正確な回答でないと9月議会での答弁と、それ以降の調査特別委員会の参考人招致の時の町長の発言と若干食い違っている気がしますので、もう一度整理するために、ここで暫時休憩します。

休憩 13時38分

再開 14時13分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程、宇田川亮君の質問に対して、町長の方から発言の取消しと事実関係について発言したいという申し入れがっておりますので、それを認めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

お医者さんのモラル云々という話につきましては、申し訳ございませんが取消をしたいと思っております。

それと、4月1日に3人の理事を送り込もうとしたその以外の者に、話したのかということにおいては、調べましたら私は話していなかったみたいでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

私の質問に対して、私の質問だけじゃないのですが9月議会での一般質問、それから調査特別委員会での町長の答弁、そして今日の私の一般質問の答弁、見事に食い違ってきて、何が本当なのか全然分かりません。これでは全く質問ができないような状態です。

何が本当なのか、町長の答弁自体が二転三転されたら私はどれを基にして質問していいのか分かりません。

議長、このことについて対処をお願いしたいと思っております。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

先程の町長答弁を含めて発言が二転三転する状況があります。一般質問ですから正確に答弁していただかなければならないということでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 14時15分

※ 会議録中4頁、9頁、11頁の○○○は、鞍手町議会会議規則第63条の規定により発言取消の申出があり、会議において許可されたため削除しております。

平成29年鞍手町議会第5回定例会会議録（第3号）						
平成 29 年 12 月 12 日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年12月12日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年12月12日 午後3時39分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	6	田中 二三輝		8	鯨坂 省治	

職 務 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次長	長浦良	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月12日 午後1時開議

第3号

日程第1 一般質問

平成29年12月12日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

この際、執行部に申し上げます。

一般質問における答弁は的確にお願いします。

それでは昨日に引き続き4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

昨日は、なかなか町長の答弁が二転三転して何が答えなのか分からないような状態になりました。なので、どれが本当の答えなのか分からないという意味も含めてもう一度確認の意味で最初の項目から質問したいと思います。

最初の特別委員会の報告の中身ですね。病院の運営の正常化をするために、そのためには町長が一番の被害者である患者さん、町民の皆さんに対して公式の場というか、きちっと謝罪すると、そしてその中で2度と不法行為、不当な介入はしませんということを公言していただく必要がある。それが病院運営の正常化の第一歩となるということでお話をさせてもらいました。

これに対し、昨日町長は承っておきますという発言だけに留まっております。本当に病院運営を正常化させるためには、そこが第一歩だというふうに考えますが、その点について再度答弁を求めます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

まずは、くらのて病院の管理運営については関係法令によって与えられた権限の範囲内で携わっていきたいとそのように考えています。

どのような形を求めているのか分かりませんが、改めて昨日誓約ということが言われましたけれども、そういう考えは今のところ考えておりません。

もう一度謝って下さいということに関しましては、またいつの日が時期を見て記者会見なりを行いたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

医師の招聘するためには、今これまでの町長が行った不当な介入について、それだけ町長が口を出してくるのなら、法を超えて口を出してくるのだったら行きませんというお医者さんばかりではないですか。そこが障害になっていますよということを今の理事長もおっしゃっています。ですから、その障害を取り除くためには、まずこの議会の場だけではなくて、すぐにでも町民の皆さんに謝罪し、その場で2度と不当介入を行わないという約束をしてくれということを言っているわけで、時期を見てでは時期を逸することになりますよ。

今すぐにでもやらないと医師の招聘の障害になってくると。病院の正常化、運営の正常化について第一歩はそこだということを報告の中でも入れています。ですから、そういう意味で病院の正常化を早く進めるためにも町長がきちっと謝罪をして不当介入を行わないという約束をその場でやるということを求めているわけです。

それについてもう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

それは私、昨日も申したかと思いますが、特別委員会の中で申し訳ございませんということとは当然のことながら法律に則って、法律、条例に準拠した行動をとりますということは言ったかと思いますが。何度か町民の皆さんに対しても申し訳ございませんということは申したかと私はそのように記憶いたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

特別委員会の中でその話は確かに私も知っていますよ。ですが、その後の町長の発言ですよ。色々なところで挨拶したり、昨日も言いましたが、町民の皆さんが町長のところに何かの形で来られた時に、「大丈夫です、大丈夫です」というような発言もされたというふうにも聞いております。

ですから、何が本当なのかも分かりません。町長が特別委員会の中で謝罪したとは言いませんけれども、その後の発言について本当にそういう反省の気持ちを込めての謝罪だったのか、本当に今後不当介入を行わないということは間違いないのかというのが分からないです。その後の発言によってですね。

ですから、公式に内外に分かるようにきちっとした形で謝罪してくれということを言っているわけです。もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね、どのような形でというのはまだ思い付きませんが、それはやりたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程、町長もおっしゃってましたよね。時期を見て記者会見なりをやりたいと。そういう場を設けてやっていただきたいということです。お願いします。

次に、2番の裏金問題の疑惑があるということをお八代院長から聞いたのは7月6日ではないかと聞いても、町長は絶対3月21日ですというふうにお答えになりましたので、これについてはもう一致点がありませんので、これについては、はしよりたいと思います。

3番の外部理事の問題です。3人、裏金問題の調査をするために外部理事を入れようとしたということですが、もう一度関係性、裏金問題を調査するに足る理事なのかというのを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それは調査特別委員会でお答えしたかと思えます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

一般質問で答えて下さい。本会議なんですから。調査特別委員会での答えと、9月議会での岡崎議員の一般質問での答弁とも食い違ってきていますし、ここの本会議できちっともう一度おっしゃっていただきたいと思えます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

3名の方でしょう。昨日も話したかと思えますが、2人は県会議員のご息子さんであります。もう一人の方はそちらのご親戚で特養を手伝われている方とお聞きしております。

最後の一人の方は、私がたまたま皮膚科に行っていて、その先生とも仲良くなりまして、病院を多角的に経営をされている先生でございます、相談しましたらいいですよというただそれだけのことでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

裏金問題を調査するに足る理事なのかということをお聞いているのですよ。そういう問題でこの3人の方はどういう方だったのかということをお聞いているのです。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

その後に監査をしますよということは八代理事長にも話は当初はしておりました。理事会の結局、監査を入れようとしたら理事会の皆さん方から反発をされて、結局は監査が入れられなかったということがあって、その理事会の中でも多数決とお聞きしたものですからそういうことで相なりました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

聞き方を変えます。この3名の理事は裏金問題を調査するのに特化した方、どういう面で特化した方なんでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

別に特化したとか、そういうことは何もありませんね。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

特化していない方を裏金問題の疑惑があるというだけで、理事会メンバー5人の内3人を外部理事に入れようとされた。その外部理事は何をするのですか。くらて病院のことは何も知らない方もおられるわけで、その中枢の理事会メンバーの、しかも多数決を得る5人の内の3人を外部理事に入れようとした。その意味は何なんですか。裏金問題をそれで調査できるのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程、言いましたように、多数決でないと調査ができないような状況だったからお願いをしたと先程も言ったとおりです。それともう一つは、今回はこの裏金の問題に特化した話であって、それを調査だけすればこの方達は、私は解任という意味合いをもってお願いをしたつもりでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

そんなことはいつ言ったのですかね。昨日の話にちょっと戻りますが、4月1日に政策推進課長と病院事務局長を新宮の老健に呼ばれて、その3名を紹介されました。どういう紹介

をされたのでしょうか。どういふことをやる理事なんだという紹介をされたのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いますぐ、また間違っただけで言っただけでいけませんので、実は私が調査特別委員会の中で話したことの議事録というのはいたできてなかったのです。昨日、宇田川議員が私に調査特別委員会の中で言われたことを言って、私は正直言いまして一人で皆さん方からたくさんの質問をされて、そして時系列もばらばらに質問が飛んできたのです。それを全部、正直言って調査特別委員会の中でも自分でも何を答えたかというのは、人間そんなに全部覚えているわけではないのです。

それで議事録を出してもらえませんかということをお願いしたら、なんかいただけないということで。宇田川議員はそれを見られて正確に言われたのだと思います。私としては、昨日ちぐはぐになったりとか、おかしい飛んだ話になったかもしれませんが、それに関しては本当に申し訳なく思っております。

ただ、私もやっと昨日休憩に入った後に初めてこの議事録をいただいたのです。昨日、色々忙しくてまだ正確に目を通しておりません。今、議員が言われたことを、また時系列に言われて、質問されて。ああ、ありました。

その理事も外部監査が終われば全部引いて下さいよということもきちっと申し上げておりましたということも特別委員会の中で申しているわけでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長それだけ記憶が曖昧なのに裏金問題を聞いたのは3月21日、そこだけは間違いのないと言い切っていますが、実際に秘書が2時何分かにアポの電話が入ったという記録はありますけれどもと言われますが、最初に町長が八代理事長に来るように朝、連絡しているはずですよ、事務局長に。そして、そのために呼ばれたからアポを取るために連絡したわけではないですか。その時に言われたのが当時の副理事長の職位を外すように強く要求した。そこだけですよ、病院側の説明では。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

朝、秘書が八代理事長に連絡を入れてと言ったのは、その前にアポ依頼があったのです。それに対して、私が秘書と連絡が取れていなかったものですから、それで秘書が連絡を入れて14時という時間を決めて来られたということですよ。

それと何度も言いますが、これは3月21日、この日にちは本当に間違いありません。私が聞いてびっくりしたものですから、帰られたあとに私は外に出て副町長にもその場で話

しましたので。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

特別委員会で色々質問されたから私も混乱してというようなお話をされましたが、だけでも町長自身が政策推進課長と病院事務局長を呼んで紹介した時に、この方達が裏金問題を調査する人ですと言ったか言わなかったか、ここの事実の一つなんですから、言ったか言わないかと言ったら、昨日は町長は言いましたと言って、後で発言の撤回もありました。

じゃあ事務局長には全く、どの場でも裏金問題の調査をする外部理事だということは言っていないのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

その段階では言っていないと記憶しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

じゃあ何のために外部理事3名を入れるかという説明はどこでされたのでしょうか。そんな説明もなしに、ただこの外部理事3名を入れますよということだけなんのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

その段階では言っていないかと記憶しています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

4月2日に福岡のホテルに、その時も政策推進課長と病院事務局長と八代院長と呼ばれましたね。その時に外部理事3名、この方達が理事会に入りますというような紹介はされましたか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そのように説明したかと思えます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

じゃあ何のために外部理事3名に入ってもらおうかという説明も一緒に行ったのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それは言っていないかと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

普通に町長は答えています、言っていないこと自体がおかしいのですよ。いきなり外部理事を3名入れるよという時に、何のために入れるかも分からなくて、そういう説明もしないでやるというのはどういうことなんでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

当時は、私自身も裏金というのはまゆつばものではないかなとそのように思っておりました。それが時系列から言いますと7月6日に八代理事長と話をして、それから以降そんなことがあったのかということがありだして私も疑いだしたのですね。ですから、その前は、私は半信半疑ですよ。まああるかも知れないという、それは分かりませんよ。だけど少なくとも病院の理事長であり院長のトップですよ、トップが私のとこに来られて、「町長、事務長が裏金を作っておりますよ」と言われたら、私はびっくりしますよ。

で、私としては、何度も調査特別委員会の中でも言いましたが、じゃあ聞いて私が何もしないで、仮にほったらかしとって後々本当にそういう事例が出てきた、使い込みが出てきた、業務上横領があったとかなった時には、逆に私は理事長から、町長あの時に言っていたではないかと言われかねないのではないですか。

ですから、私としてはまさか、まさかと思いながらも、ただやっぱり調べなくてはいけないという思いがあったというのは記憶にあります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今、町長ものすごいことを言われましたが、まず7月6日の問題で言えば、町長が老健に今までのことを謝りに行ったはずですよ。それまで二転三転した、理事長に任命する、しないとかという色々な問題で謝りに行った。八代院長が来られてということではなく、町長が謝りに行った時にその話は八代院長がされたということですよ。

裏金問題が本当にあるのかなという半信半疑のままに。半信半疑って言われましたよ、いや、今言われたじゃないですか。半信半疑のままに今、町長言われたですよ。その時に4月1日に病院事務局長を理事長に、そして外部理事3名を入れるというふうにしたわけ

じゃないですか。そして7月6日に八代理事長からまた聞いて、これはもう間違いない、本気で調査しないとイケない。いや、今そう言われたじゃないですか。どうなんですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

7月6日は八代院長には昨日言ったとおりですよ。お医者さんを何とかして下さいということで謝りにも行きました。

その日に聞いたというのは、「副町長に言っています」と。何ですかと私は聞いたのですが言われなかったのです。それで帰って副町長に聞いてくれということだったから、帰って副町長に尋ねたのです。それが例の問題ですよ、皆さん知っていると思いますが。

それから、私もなんじゃと、そういうことをするあれだったらやっぱりという思いが強くなったというのが事実です。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員、時間がきていますのでまとめて質問して下さい。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

なかなかまとめられません。昨日の質問で二転三転して、はっきり言って質問になってないです。昨日は、20分くらい使いましたが、私の質問時間。今日もすでに10分経ちましたが。今、半信半疑のままにという話を町長自身がされたのに私が言ったら。

言ったじゃないですか。議事録を見て下さいよ、そしたら。聞き直して下さいよ。議長、1回止めて確認して下さい。

○議長 星 正彦君

ここで暫時休憩します。確認します。

休憩 13時25分

再開 13時45分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程の宇田川議員の質問に対して町長の答弁、今、議事録の確認をさせていただきました。

傍聴者の皆さんには時間を掛けて申し訳ないと思っておりますが、議会はやはり正確に運営していかなければならないという立場で時間が掛かったことをお詫び申し上げます。

町長の方から再度回答があると思っておりますのでよろしく願いいたします。

町長。

○町長 徳島 眞次君

申し訳ございません。ニュアンスの違いが頭にあったものですから、半信半疑と言っておりました。

宇田川議員が言われたことに対しては訂正をいたしたいとそのように思っております。

ニュアンスの違いで、私が言いたかったのは、お互いがまだ払拭されていませんよという意味合いの言葉でした。

ですから、宇田川議員が言われているのとちょっとニュアンスが違っていたのかなというふうに思っておりました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

もう質問になりません。答弁があっちこっちに行っ、ニュアンスの違いとかまで言われたらどこをどういうふうに信じて質問していいのかわかりません。

ニュアンスの違いかもしれないけれども、町長は先程3月21日に八代当時の理事長から裏金問題の疑惑があるということで、そのときに半信半疑にそういうふうに思ったと。7月6日に言い方を変えれば、ほぼ確信に変わったという言い方だったと思います。

とすれば、4月1日、2日に病院事務局長を理事長にし、外部理事を3名入れる、半信半疑のままそういったことにまで手を付けようとしたということは、これは本当に裏金問題なんだろうかというふうに疑わざるを得ません。

これ以上のことはもう言いませんが、最終的には4番、2番の国保の広域化については時間もありませんので、質問をまとめてくれというふうに言われましたから、2番については割愛させていただきます。

最後に、今後病院建設、移設の問題が関わってきますが、これは65億以上のお金も掛かってきます。そういった意味で病院移設に関して透明性を図っていく必要があると思いますので、透明性の確保についてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

くらて病院事業の全ての契約手続きについては、地方自治法に準じた地方独立行政法人くらて病院契約規定が定められております。この契約規定に基づいて進めてまいりたいとそうように考えています。

くらて病院の建替事業が進められた場合は、事業主体はくらて病院になります。契約の締結について権限を有する契約責任者は病院の理事長さんになります。

契約の方法や契約の期間、あるいは競争入札の参加者の資格等もこの契約規定に沿って進められることとなります。

ただし、くらて病院において入札事務等の経験が少ないことから、その契約規定の第29条において、病院の職員以外の者にその事務を負わせることができることとされております。この規定により、くらて病院と役場とで業務委託契約を結ぶことで入札等の事務作業については役場側で行うことも可能であるということでございます。

今回、事業費が約65億円以上見込まれる中で、今議員がおっしゃいますように事業者の選定方法等については病院と協議をしながら透明性を確保し、慎重に進めてまいりたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、8番議員 鯉坂省治君の質問を許可します。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

通告に従いまして一般質問をいたします。

国民健康保険事業について。

2018年度から国民健康保険事業の運営に都道府県が加わり、これによって大きな変化が起こることになります。

国民健康保険は公的医療保険のひとつです。人々の医療を受ける権利を公的責任で保障する、つまり人々の医療保障を実現するものです。

国民健康保険は加入者だけで運営しているわけではありません。実は、ここに大きな意味があるのです。そもそも国民健康保険に国庫負担が投入されているのは、国民健康保険が社会保障として運営されていることを意味しています。この点が民間の保険と大きく異なります。

国民健康保険が社会保障の一環として国民健康保険が整備されてきたということを意味しています。具体的には、自助や総合扶助では決して支えることのできない、人々の医療保障を図り、受診する権利、健康になる権利、生きる権利を保障するために、公的医療保険の一つである国民健康保険が歴史的に整備されてきたわけですが、最近になって社会保障に自助、総合扶助の徹底を図るという考えを基盤においた社会保障、税一体改革が進められています。病気や不健康になる自己管理ができなかったためであるという一面的な考え方が染みこんでいるのではないのでしょうか。

貧困問題についても同様に自己責任論で片付ける風潮があるのではないのでしょうか。貧困は個人の責任によって起こるものではありません。

貧困は社会的に作り出されるものということが今から100年以上前のイギリスにおいて証明されています。自己責任、自助や家族、地域の助け合い、総合扶助、共助だけでは対応できない貧困、病気、失業等の様々な問題に対して生み出されたのが社会保障、国民健康保険ではないのでしょうか。

第1に国民健康保険の現在の状況をお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

国民健康保険税の現在の状況については、まずは保険健康課長に答弁させます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えします。

現在の国民健康保険料率は医療分の所得割で8.9%、均等割で1万8,500円、平等割で2万5,500円。

後期高齢者支援金分の所得割で2.3%、均等割で5,400円、平等割で6,900円。介護納付金分の所得割で1.9%、均等割で6,900円、平等割で4,700円。被保険者数は10月末時点で2,565世帯、4,089人となっています。

28年度決算でいえば、収納率93.01%で1人当たりの調定額が7万9,274円となっています。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

被保険者数4,089人ということで、かなり多い数になっております。

次に、介護保険の下支えをする役割を担う国民健康保険にはどのような方が加入しているか、国民健康保険に加入している方々のうち、最も多いのが無職の方です。

2015年度厚生労働省、国民健康保険実態によれば国民健康保険加入者の44.1%が無職の方です。次いで多いのが被用者34.1%、自営業14.5%、農林水産業費2.5%となっています。

加入者の所得水準で比較すれば国民健康保険は公的医療の中では所得水準が最も低くなります。国民健康保険の加入者は、年金生活者の方も多いので保険料の負担能力は高くないといえます。

国民健康保険実態調査2015年によれば、国民健康保険に加入している世帯の所得配分は、所得なしの世帯が28.4%となっています。国民健康保険に加入している4世帯のうち1世帯が所得なしという実態です。

なお、所得100万円以下の世帯は56.6%、所得200万円以下の世帯は79.5%となって、8割弱の世帯が所得200万円以下となっています。

このように数字が出ております。鞍手町では加入者1人当たりの平均所得はいくらでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

加入者一人当たりの平均所得割額は、一般分10月末現在で42万1883円となっております。

ります。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

全国では83万円となっております。これ42万円はかなり低い数字で、先程言いました負担能力はかなり低いということです。

次に、2015年度で比較すれば、加入者1人当たりの年間平均所得は市町村国民健康保険で先程言いました83万円、協会健保で137万円、組合健保で200万円となって、市町村国民健康保険加入者の所得水準の低さが目立っています。

年間所得を基に算定した保険料で他の被用者保険と比較すれば、所得に占める1人あたりの保険料負担は、国民健康保険9.9%、協会健保7.6%、組合健保5.3%になります。これは2012年のデータです。

国民健康保険の高さが突出しています。組合健保の42%の平均所得しかない国民健康保険加入者が組合健保の約2倍の保険料を負担していることとなります。

国民健康保険加入者の低い所得水準から考えれば、かなりの負担を加入者に強いていることが分かります。合わせて、被用者保険料には事業者負担がありますが、国民健康保険には被用者保険の事業者負担にあたるものがないためいっそう厳しい状況となっています。

皆保険体制において、国民健康保険は他の公的医療保険に加入する人々以外の全てが加入する構造です。そのため、このようなあまりにも高い保険料設定では、セーフティネットの役割を十分に果たすことができているとは言い難いのが実態ではないでしょうか。

最も平均所得の低い国民健康保険加入者が最も高い保険料を支払っている実態があります。

第3に、加入者1人当たりの平均保険料をお願いします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

加入者1人あたりの平均保険料は、10月末現在で9万3,757円となっております。

以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

これは10月末現在となっております。10月までの月割りになっているということですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

10月末現在の保険料率で計算して9万3,757円ということです。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

これは1年間のトータルになっているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

一人あたりの平均保険料ということですね。年間になります。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

この数字はちょっと全国の平均保険料の数字と違うところがありますが、モデル世帯の国民健康保険料は、福岡県の中で鞍手町は前年度で40番目に低く21万2,800円と出ております。この数字はどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君、もう一度質問をお願いします。

○8番 鯉坂 省治君

モデル世帯の国民健康保険料は、鞍手町は21万2,800円と出ております。これは市町村60の中で40番目ということになっております。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

モデル世帯というのがちょっと、うちの方には資料がないのですが。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

4人家族ですね。これは給与所得が139万6千円の40代夫婦の、こども2人の4人世帯という構図になっております。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

質問を聞き違っていました。1世帯当たりということ言えば、149,462円ということになっております。10月末現在です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

分かりました。

次に、加入者1人当たりの平均医療費はいくらになっていますでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

加入者1人当たりの平均医療費は、平成28年度分で38万8,097円です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

これは全国27年度で34万9,697円と出ています。鞍手町は38万円、福岡県の中でもちょっと高い方ですね。1人あたりの医療費というのはすごく高いものになっております。

次に、法的根拠や財源補填のない法定外繰入れですが、全国市町村で総額3,900億もの繰入れをしているのはどうしてでしょうか。その理由は、市町村として加入者の保険料負担が限界にきていると考え、高い保険料負担を下げるために行われています。

国民健康保険加入者の所得に占める保険料負担は、健保組合や協会健保、共済など他の公的医療保険の2倍、所得の2割前後が保険料となる場合もあり、保険料負担は既に限界を超えています。これ以上、増大な収納率の低下や加入者の生活困窮を生み、国民健康保険に加入しない無保険者の増大と合わせ、国民健康保険を解体させる危険性をもっています。

つまり法定外繰入れは、現在の皆保険体制を維持するために市町村がやむを得ず行っているものと言えます。本来は法定外でなく国庫負担や都道府県負担、あるいは法定繰入れで制度として対応するべきものではないでしょうか。

福岡県の国民健康保険運営方針では、持続可能な医療保険制度を構築するために激減緩和措置などで平成35年までの6年間、県繰入金による配慮と合わせて負担緩和に用いるということが出ております。

最後に、平成30年4月以降の国民健康保険の考え方を町長にお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

1月に県から示される確定件数による標準保険料率を基に応能応益割合を低所得者の負担に考慮した保険料率を算定し、国保運営協議会の意見等を踏まえながら検討していきたいとそうように思っております。

先だっても県の方がお見えいただいて、今一生懸命協議をしております。

鯉坂議員の言われることは本当に私も重々分かります。ですから何とかこの辺のところも行政内部で協議をしながら、そしてまた県とも話をしながら進めていきたいとそう思うっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

来年度も引き続き保険料軽減、保険料値上げを回避することをよろしくお願いいたします。これで終わります。

○議長 星 正彦君

以上で鯉坂省治君の質問を終了します。

次に、11番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

通告に従いまして2点程質問いたします。

今回は9月議会でも質問させていただいた質問もありますが、時間が足りず中途半端で終わった質問がありましたので、改めてそれについては質問をさせていただきます。

まず、くらて病院新築移転についてです。

前回も進捗状況についてお尋ねしましたが、今回また進捗状況についても12月議会にくらて病院貸付金等特別会計に設計委託料として計上されていた町からの貸付金分が全額減額補正される議案が提出されたことから、改めて質問をさせていただきます。

スケジュールが確実に遅れる状況になっていますが、進捗状況はどういう状況かをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。くらて病院の移転建替事業については、9月議会において議案第51号くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号の議決の際に、議員の皆様方から「安定した医療体制の構築が可能となるまで、地方独立行政法人くらて病院建設事業に伴う設計業務に関する予算については、その執行を控えることを求める」という議員の皆さん方から付帯意見をいただいております。

現在、この付帯意見に対する状況の改善がまだ道半ばではないかとそのように心得ております。本議会におきまして議案第72号のくらて病院貸付金等特別会計補正予算第2号で提案しておりますとおり、平成29年度内における実施設計に伴う予算は減額しております。

まずは医師の確保に河野理事長先生にお願いをして、医師の確保に努めているところであります。くらて病院の河野理事長には、多大なるご尽力をいただいているところでござ

ざいます。今のところはそういう状況下でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

設計を29年度で実施を見送ることについて、県とは具体的にどのような協議があったのか、又はこれは県とでなくて鞍手町独自の判断かをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この実施設計に係る予算につきましては、平成29年度の起債予防に対しましてこの着手できない、若しくは完了できないという見込みがあることから、この要望額を残したままでは県、そして国に迷惑をかけることとなりますので、この件は、県とも協議いたしまして、判断は鞍手町の判断ですが減額することですしております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは今後について、県はどのような考え方なり判断を示されているかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

直接的にこの件につきまして、県がどのような判断をもっているかというところはございません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは次に行きます。

収支計画の見通しです。収支計画を尋ねる前に確認ですが、このくらで病院整備基本構想は鞍手町が作成したということでもいいですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

このくらで病院整備基本構想は鞍手町が作成したものでございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それで収支計画の見直しについてお尋ねします。

町長の越権行為による、くらすて病院への不当な介入により内科常勤医師6名が辞職を表明して以後、外来や透析患者の転院が進んでいるように聞いています。また療養病棟の入院患者さんも少なくなっているというようなことも伺っています。

辞職を表明している6名の医師が実際に退職をしてしまうと、今後数名の医師を招聘できたとしても内科系の内科常勤医師6名、非常勤医師3名体制の現状とは程遠い医局体制での再出発ということになるのではないかと危惧をしています。

そこで、整備基本構想にある新病院収支計画の見直しについて、どのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

いま岡崎議員がおっしゃいましたように、くらすて病院整備基本構想の中で建替えに伴う収支計画を立てていますが、平成27年度の決算を基に診療科や人員体制などを考慮して策定しておりまして、今年度の常勤の内科医6名の退職におきましては想定しておりませんでしたので、当然、収支計画につきましては見直す必要があります。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

見直しが必要であるという答弁をいただきました。

ここにある収支計画の考え方によれば、診療機能を強化するということになっているわけなんです。この診療機能を強化するという自体、実際この作成当時はどういうことを考えていたのか、そのことについても答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

現在の病院の診療科目、医師につきましては13名の医師の方がいらっしゃいます。循環器内科が3名、乳腺外科で3名、整形外科が3名、腎臓内科と透析で1名、それから脳神経内科が1名、消化器内科が1名、そして皮膚科、整形外科2つ合わせて1名というところがございます。

そしてこれが新病院建設後につきましては、全体的に20名の医師を想定してこの収支計画は策定しております。

内訳を申しますと、循環器内科で2名、外科と乳腺外科の2つの科で3名、整形外科で3名、腎臓内科と透析で2名、脳神経内科で1名、消化器内科で2名、呼吸器内科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科・脳神経外科・麻酔科で1名ずつで、全体で20名の医師

で、診療科を設けて収支計画を立てておりました。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

残念ながら現状を顧みますと非常に難しい状況になっています。

先程の答弁のように収支計画を見直すということであれば、見直しの作業に掛かる時間もかなりの時間を要するのではないかなというふうに思いますし、また、収支計画の見直しによって病院の規模がどうなのかというような根本的な話にも及んでくるのではないかなというふうにと思いますが、その辺については町長はどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

計画通りに私は臨んでいきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

計画通りというのは、何が計画通りなのか分かりませんが、収支計画も大きく変わろうとしている中で、当然資金計画も変わってくるというふうに考えます。そうした中で何が計画通りなのかさっぱり分からないのでもう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

病院の規模的なものだと思います。今222床あります、それは継続でいきたいとそのように考えています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

222床と、その計画通りにいきたいということですが、内科常勤医6名の先生がいらっしゃるならば、今大体入院患者さんが75から80病床の利用率がそれぐらいあります。

計画では32年度で84%、34年度以降だったか病床の利用率が90%にしようということになっています。ということは、内科の常勤医の先生が6名かそれ以上いないとそれだけの入院患者さんを診ることはできないわけですね。

そういった現状とは今程遠い中で、どうも常勤医の先生が1名か2名か分かりませんが、何名かは心当たりはあるというような状況ですが、とても現状の6名の内科医の常勤医の先生を集めるというような状況にはないというふうに思います。

そういったことからすれば、222床の病棟が例え建設して建ったとしても、そこに患者

さんを入院させて患者さんの病状をつぶさに診るという状況にはならないのではないかなというふうに思うのです。これは非常に残念なことです。地域医療にとってもまさしく危惧する状況です。

ただ病院は建った、外見はできたが、中の先生方がなかなか揃わずにいくということになると、収支は当然通常赤字を計上せざるを得ないというようなことにもなるかと思えます。そういった意味でも、非常に現状は厳しい認識を持つべきではないかなというふうに思っております。

ですから、病院は通常どおり建てますというように簡単に言える状況なのかどうか、もう一度町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員の言われることも重々分かりますよ。ですが、30日の日に河野理事長を初め、理事会の皆さん方が役場の方にお見えになりました。その時に河野理事長も言われていたのですが、確かに今は医師の確保はなかなか厳しい状況があるということもおっしゃっていましたが、新病院建替事業に着手することで、逆に医師や医療スタッフのモチベーションが上がるということもおっしゃっておられました。そして現状よりは人材医師の確保が進むことも十分に町長見込まれるということ強く河野理事長からそういう思いというのが伝わるぐらい、河野理事長が一生懸命されているのが本当にこっちに伝わるぐらいの勢いで河野理事長が行政と病院の理事会の皆さん方と、下の応接室で話をさせていただきました。そういうことも鑑みまして、鞍手町民や周辺住民の医療サービスの確保を一番に考えた時、私は河野理事長が言われるように、やはり町長前に進めましょうということには、行政としても私は何とか一緒になって支えていきたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

私の質問とちょっと違うので質問しにくいのですが、ならば先程の宇田川議員の質問の中でやはりきちっと公式の場で謝罪をし、誓約するのが必要ではないですか。そういう条件が揃って、要するに河野先生は一生懸命、本当に翻弄されて医師の確保に走り回っておられますが、鞍手町の正常化があつて、それが前提としての話なんです。ここでは答弁は求めませんが、そういうのを分かった上で先程の質問には答弁をしてほしかった。これは私の希望です。

次に進みます。

建設に係る財源の確保の見通しについてです。

くからて病院を取り巻く環境が大きく変わり、計画年度も丸々1年間、ひよっとするとそれ

以上遅れる状況ではないかなというふうに思いますが、基本設計もされていない段階ですが、病院事業債や過疎債などの財源の確保はどのようになっているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

くからて病院建替えに伴う財源65億円につきましては、半分を病院事業債、半分を過疎債を充てることとしていますが、その地方債を起こす場合には地方債同意等基準というのがございます。これによりまして総務省に過去3年間の決算状況を基にした収支計画を提出しなければならないこととなっております。一番大きく借入をするタイミングとすれば、31年度、32年度となると思いますが、31年度の起債協議においては提出する資料の年度は、28年度、29年度、30年度の決算状況、それから最終年度の32年度の起債協議の際には、29年度、30年度、31年度の決算状況に基づいて収支計画を提出することになりますので、状況としては大変厳しい状況ということは十分見込まれます。

ただし、地方債同意等基準運用の要綱に基づけば、「事業開始後一定期間内において収支相償する事業であることが収支計画において確認できるものを対象とする」というところにもなっておりますので、確かに30年度以降、病院が建ち上がるまでにつきましては、かなり収支は悪化する、おそらく赤字決算になるかということとは十分想定されます。

ただそれ以降、病院が建ち上がりまして健全な経営が見込まれるというところを国にこれが説明できればこの財源につきましては、確保できるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、キーとなるのは医師の確保ということになるかと思えます。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

以前も何度か質問をさせていただきました公立病院に係る財政措置の取り扱いについて、この中で調書を別記表記様式の7から9までを提出するようになっています。

その中で今まで恐らく提出をしてきて、病院事業債の地方交付税措置や過疎債について県との協議を行ってきたと思うのですが、当然また中身も変わってくるというお話ですので、再度もう一度見直した中で提出をしないということになるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今、議員さんがおっしゃいましたようにこの公立病院に係る財政措置の取り扱いについてという通知に基づきまして、これは毎年この事業が完了するまでこの収支計画は提出することとなっておりますので、当然直近で決算に基づいてこの収支計画を出すことになるかと思えます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

過疎債についても県と協議はされていると思います。今回は先程言いましたように実施設計分を減額補正をした際にも協議をしていると思いますが、この建設についての過疎債の申請についてはどのような協議になっていますか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今後のことにつきましてはまだ協議は行っておりません。ただ、当然今年度実施設計に着手していいということは、一旦ご了解をいただいておりますので予算に計上させていただいたところでございます。

おそらくご心配なところは、状況が変わって収支計画も悪化して、それに基づいて過疎債を借り入れることができないのではないかとということだと思っております。その部分につきましては、やはり今後の収支の状況、そして今後の見通しを県を通じて国に説明していくことになると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今回の質問を通して町長にお尋ねをするわけですが、こういうように今三戸課長の方からなかなか厳しい、また苦しい答弁をいただいております。これは町長の、先程も言いましたように越権行為による不当介入により、病院の新築移転についてだけでもこれだけの影響を及ぼしています。無駄な時間、無駄な労力、無駄な人件費をかけることになっています。この責任について町長はどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

今回のくらの病院の一連の騒動について町民の方々にご迷惑と不安を与えてしまったことは、本当に大変申し訳なく思っております。

今は、先程も申しましたように、河野理事長先生に本当にご尽力をいただいております。医師の確保にも本当に東奔西走されていると伺っております。限られた、残された時間の中で新病院を建設し、町民と地域住民の皆様にご安心、安全な医療サービスを提供できる体制を構築していくことが今私に課せられた責任だと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

言葉としてはいいのですが、この病院の新築移転だけでなく、今回とは少し離れますが、くらべて病院の患者さんや家族、くらべて病院の医療体制、地域医療、休日夜間の医療体制など、多方面にわたって迷惑をかけているわけです。

ご迷惑をかけましたと、また今、頭を下げられましたけれどもその責任の取り方として、今言ったようなことだけでいいのか、また、そういうように先程言われましたが、そういう気持ちがあるなら先程も言ったように、なぜ誓約をするとか、公式にすぐ謝るとか、そういう答弁が出てこないのか、そこが私としては全く分からないのです。

もう一度、多方面にわたって迷惑をかけたことで、先程の宇田川議員の質問もありますが、どのような事を感じ、責任をどのように取っていくのかももう一度お尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今、申しましたように、病院の正常化と町民と地域住民の皆様に安心、安全な医療サービスを提供できる体制を再度構築していく、これが今私に課せられた責任だとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

なかなか誓約もされないし、時を見て記者会見をするみたいな答弁が先程ありましたので、そういう答弁がまた世間で当然知られることとなるでしょうし、そうすれば、そうじゃなくてもなかなかお医者さんの招聘に対しての障壁になっている部分が改善されないということで、なかなか医師の招聘も難しいなというような気がします。とても残念なことですが、けれども質問は次に移ります。

この質問も9月議会で質問をさせていただきましたが、質問時間の関係で中途半端になりましたのでもう一度質問させていただきます。

今回は1から3まで分けて通告をしていましたがそれぞれ関係があります。

まず建設地を文化体育総合施設内北側に決定した根拠についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず初めに町が実施した庁舎に関連する設問のある直近のアンケート調査ですね。これは平成28年の3月、都市計画マスタープランの見直しの時では、これからの町の中心部として「鞍手インターチェンジ周辺」並びに「中央公民館周辺」という回答が上位を占め、その中心部を活性化させるためには、「公共的施設の集約が重要」との結果が出ており、第5

次総合計画及び都市計画マスタープランの中で「都市機能拠点まちなか」の整備として都市機能の集約の方針を掲げております。

庁舎等建設地についても、町の最上位計画に基づき、この方針を軸として、行政内部に設置する推進本部でボトムアップでの検討を重ねたものであり、附属機関である庁舎等建設検討委員会でご審議の上、中間答申をいただいたものであります。

現在の役場庁舎は町全体の中央部ではありますが、建築後60年が経過した今、その周辺は発展したわけではありません。むしろ、公共施設が点在していることで、利用者は用件ごとに大きな移動を強いられております。特に自家用車を利用できない高齢者の方などにとっては非常に不便な状況ではないかと考えています。

今回の役場庁舎の建替えといった機会を捉え、都市機能の集約によりしっかりとした「核」となる場所を形成し、それを周辺地域に波及させていくことがコンパクトなまちづくりを進める上でも重要であり、既に一団の公共施設が集約され、くらて病院も町立野球場に移転予定でありますし、中央公民館周辺は、最も「核」として適している場所であると検討委員会で民主的に諮られたと聞いております。

さらに、庁舎等建設地である文化体育総合施設内北側用地は、墓地や石炭資料展示場の移転等を伴い、その関連費用も必要となりますが、町有地として計画規模の敷地面積を確保でき、また、主要幹線道路に接していることから市民性に優れているということも一利あります。50年、60年先においても、まちのシンボルとして機能する「最適地」であると考えています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

縷々説明をいただきました。一つ、まちづくりの視点からも交通アクセスの利便性と都市機能の強化、集約というような答弁がありました。

よくよく考えてみると、本当に交通アクセスの利便性が最大限生かされるのかどうか、都市機能はそこに集約し、核を作ることが安心、安全面からも本当にいいのかというのを、言葉としてはあるのですが、一つずつ分析し噛みしめて見てみると、必ずしもそれが町にとってプラスになるとは思えないのではないかなというところがあります。

例えば、交通アクセスの利便性というようなことで現在の北側用地がいいというようなことがあります。あそここの場所を見てみますと道路からかなり高台にあります。現在のバス停はトライアルの前にはありますが、あそこから交通弱者と言われる高齢者などが上まで上がっていくのは、かなりの坂を登って行くことになります。

今の役場に来られる高齢者の方も結構苦勞して来られる方もあります。今度バスを役場建設の玄関前まで回すと、迂回させるということになりますと現在でも今中学校の方に迂回をしてバスが回るようになりました。そのことで運行時間が掛かると、非常に時間が掛かって不便になったというような意見も聞きます。

役場の方にあの坂を鞍心館の方から上がって下りて行くというようなことになるかもしれませんが、やはりそこで止まって乗降客の時間がそこ1分なのか2分なのか3分か分かりませんが、時間が掛かればより時間が掛かるようになるわけです。そういったことから、実際は不便になるかもしれないというふうに思いますし、また、ここの役場と言われている北側用地とでバスの運行を考えた場合に、ここの役場でもどこからでもアクセスはできるようになっていますし、例えば長谷にしても室木、八尋にしても、ここに来るよりもおそらく北側用地ですと倍ぐらい、3分の2ぐらいはプラスになるかもしれません。

永谷にしても古門にしても当然今よりも時間が掛かるようになるでしょう。ということは本当に高齢者、交通弱者にとって北側用地がアクセスの最大限生かした場所になるのかどうか、ちょっと疑わしいのではないかと。当然、地理的な位置関係からしても東側に移るわけですからそういうことも考えれば当然アクセスは、私は今のこの場所より悪くなるというふうに考えています。

また、安心、安全、水害だとか地震だとか、そういった災害についてのことも考えてみますと、今言われている北側用地については山土のところだということでも地盤はしっかりしているというようなことですが、剣南小学校の壁面にある地層を見ますと、かなり斜めに隆起した地層が出ています。ですから、おそらくあの辺一体は古代遠賀川の流域の河口から先、岬のようなところだったのだらうと思うのですが、いずれにしても隆起をしている場所だらうと思います。地層の中に断層があったり、色々考えられる、想定されることはあるのです。

実際に公共施設を1カ所に集中しますと、例えば、そこが地震等でやられた場合に全てがやられてしまって危険を回避できないという可能性もあります。ですから、案外「核」となるような公共施設は適度な距離、そんな無茶苦茶離れたところに置くわけではなくて、適度な距離において危険を回避する、分散するというような考え方も必要ではないかなというふうに思っております。

ですから、1カ所にするのは利便性が高まるというような話ですが、案外危険を内包してしまうということも考えられるというふうに私は思います。

アンケートの話もありましたが、アンケートについても自由意見157件ありましたが、公共施設の集約については16件なんです。157件の内の16件が公共施設の集約といった意見が多く出されていたというように、この計画の中の資料に付いておりました。アンケートの中で多かったのはATMを求める意見、これが50%ということです。その次に多かったのは保健センターや福祉センター、これは役場の機能として求めるということが46%、また41%あったというふうにこの計画書の資料の中に付いておりました。ですから、むしろ保健センターや福祉センターを併設するというような意見が多かったということは、保健センター、総合福祉センターが今立派なものがあるわけですから、そこに役場を併設する方が財政上も私は効率的で経費も縮減できるというふうに考えてます。ということでもう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今議員がおっしゃいますのは福祉センターに役場庁舎をとということなんですが、今町が考えておりますのはその逆で、役場庁舎に福祉センター、保健センターの併設を複合施設として考えております。

というのは、平成28年3月の定例会で議決していただきました第5次鞍手町総合計画の中では、俗に言うL字ラインと言いますが、北九鞍手夢大橋からインターまでのLラインのライン上に公共施設、医療機関及び商業施設などの様々な都市機能を集約しとなっております。それに基づきまして町としては北側用地として、候補地として考えております。整合性を取るためにそういうふうを考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

総合計画はよく承知をしています。ただ総合計画は全体のアウトラインを作るわけで、それが全て整合性を取りながら確実にきちっと何でもしていくというわけではなくて、アウトラインですから吟味をしていけばそれが町民にとっては実はプラスにならなかったというふうなことがあれば、当然5年毎に見直していけばいいわけですから、組み直しも必要としていけばいいわけですよ。

特に財政上のことで中央公民館に併設するとか、保健センターを作るとかというようなことになっていますが、中央公民館も総合福祉センターよりも20年も古いのです。作って37年経っています。

基本計画の中では福祉センターは大規模改修、中央公民館はリニューアルという言葉を使い分けてこの中で書かれていますが、むしろ大規模改修が必要なのは中央公民館の方ではないかなというふうに思います。

特に、建物の付帯設備として電気設備、昇降機、配管とか、そういったものの耐用年数を15年と書いて、総合福祉センターはそういうものを全て替えないといけないから10億掛かるとかというふうなことになっていますが、むしろ昇降機は総合福祉センターにエレベーターもありませんので、むしろ中央公民館の方こそ37年も経っているので大規模改修、尚かつそこに色々な福祉センターの機能を持たせるというふうにすれば、中のレイアウトから何から全部替えないといけない。特に、空調は設置型の空調で音もうるさくて、また一番大きい第一研修室なんかはコンサートとか演奏会には不向きなような空調にもなっています。そういった意味でもむしろ大規模改修は中央公民館の方で、リニューアルは総合福祉センターの方ではないかなということから考えれば、財政上36億掛かるというふうになっていますが、実質的には22億は鞍手町が予算を持つようになっていますので、20億

ぐらいで移転立替ができるのであれば、むしろ過疎債にも頼らず私は財政上にも負担が掛からないというふうに考えていますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

先程も申しましたように、最上位計画であります総合計画に基づきまして人望をとらせていただいています。そして今、中央公民館のリニューアルということですが、言葉上リニューアルとしておりますが、庁舎の建設の予算の中には中央公民館の外壁、防水、エレベーター、空調、電気のLED化、各研修室内装の改修等を含んでおりますので、議員さんがおっしゃいますように大規模改修にはなろうかと思えますけれど、この分は庁舎建設の中には含んでおります。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これは水掛け論になりますので、あと2と3は同じような内容になりますので質問をします。

この12月議会で福祉棟の浴場を来年3月末で廃止するための議案も提案されています。その提案説明の中で庁舎等建設検討委員会の中間報告の付帯意見に基づくと、行政内部で閉鎖後の処分に着手したとあるが、中間答申の付帯意見にある総合福祉センターは比較的新しい施設であるから閉鎖後の売却や利活用等の処分に係る検討に早急に着手するという意見がありました。

これは第何回目の検討委員会でどの委員が発言された意見なのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 14時50分

再開 15時00分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

すみません、資料がすぐに見つかりませんでした。ご迷惑をおかけいたしました。

この売却に向けての検討というのは、まず役場の係長以下30名による規模機能のプロジェクトチームというのを立ち上げております。

その中で、プロジェクトチームの中から出たことありまして、総合福祉センターの機能を庁舎に持ってきて複合施設にしようということは、そのプロジェクトチームの中から出

てきました。

その後、町長以下管理職で構成しております本部会議の中で決定いたしまして、その後検討委員会の方に提案しております。検討委員会の中で提案した時に、最初にもう売却に向けて町の方は検討していますということで説明はさせていただきました。

ですので、委員さんの中から売却ということの話はあっておりません。その時に検討委員会の中で事務局の方から売却に向けていくということで説明したところ、ある委員さんの方から、3年という期間が区切られております。後々になって色々な問題が起こらないように早急に検討してくれということで言われましたので、そのように付帯意見として上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

端的に言えば事務局からの提案を付帯意見に上げているわけでしょう。付帯意見というのはそういった事務局からの意見を付すようなものですか、どうですか。

これは委員会の委員さんの意見を付帯して意見として付けるものではないですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

事務局の方から提案したことを委員さんはもうそれで全て了承されましたので、売却に向けることは了承されました。それに向けての付帯意見として委員さんから早急に検討して下さいという意見が出ましたのでそれを付帯意見として上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

1回から6回までつぶさに会議録を調べてみましたが、なかなかそういうやり取りについては私は捜すことができなかつたのですが、少なくともこれは町長から諮問を受けて、町長に対して答申するわけでしょう。そういった提案自体が委員会です承されたとはいえ、付帯意見として付けること自体がおかしくないですか。これは事務局案でしょう。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

町長からの検討委員会に対する諮問は候補地、それと規模、機能についてと、基本計画の3つが諮問されております。その中で規模、機能というところが該当しますので、その規模、機能というところの検討するところで事務局としては今のところこういう資料ということで提案させていただいております。

その資料に基づきまして検討委員会の中で話合っただきまして、最終的に了承をい

ただいたということです。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

基本的にここは要するに利活用して売却する、または利活用するという案は、要するに行政で作っている案ですね。その行政で作った案が例え検討委員会で了承されたとしても、その案に基づいて今度は将来的な全施設の利活用を前提としてプロジェクトの提案もあったということになっています。この提案理由の説明では。

ということは、付帯意見として出しておきながら、今度は付帯意見に基づいてプロジェクトの提案があったということになりますよね。要するにその委員さんが了承したとはいえ、委員さんの意見によってそういった提案があったわけでもなんでもないわけですよ。

もっと言えば、ここの提案理由を読めば行政内部において検討していたわけですね。検討しておいた時にどうしてプロジェクトの提案がどこからあったのか、町内からあったのか、町外からあったのか、どこからこのプロジェクトの提案というのはあったのですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

プロジェクトの提案があったのは10月の半ば頃です。IT関係の企業から町内の空き施設を探しているというところからそういったご提案がありました。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

その提案があつて、すぐこの総合福祉センターはどうですかというような話になったのでしょうか。それはどうですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

これについては、実習棟とか他の北中学校の空き施設等色々あります。ただライフラインとしては、今稼働しているのは総合福祉センターだと。私共もその企業体に決めたわけでもないし、ただ先程も総務課長が申しましたとおりに3年後に総合福祉センターが、今の計画でいけば空くということになりますと、そういうものも現状進行しながらいかないと3年後に空いた時からスタートしてもなかなかすぐには上手くはいかないだろうというところで、条件整備ということで今回上げている議案を出させていただいたということになります。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

そもそも告示もしていないし、公表もしていないし、不動産関係の評価はしているのかどうかも分かりませんが、そういった話があったからといってそういった特定の企業に対して情報を提供するということが自体が不公平、不公正な話にならないですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

先程と繰返しになりますが、そこに決まったわけではなくて、町にはこういう施設がありますというふうに見せた。ただその段階では既にこの中間答申が出ておりますので、早急に売却等に向けた検討に着手しなさいということがございましたので、それは公表されております。ですから、そこは施設の一つとして見せたということがあります。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

しかし提案理由によると、この気を失することなく取組を進められるよう段階的に条件整備を行っていく必要があるためということで、ほとんど特定されているのではないですか。このプロジェクトを提案した企業に対して段階的に条件を整備していく必要があるためにこの福祉センターを、まず福祉棟の浴場から閉鎖していこうという内容ではないですか、どうですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

福祉棟の浴場を閉鎖するという問題とこれはもう全然違い、福祉棟の浴場については先程お答えがあったと思いますが、もともとこの方向でやっていくと。庁舎の新築移転に伴って機能移転に伴って空きとなる総合福祉センターの利活用については平行して考えるというところで、私共は先を見据えて色々考えていかなければならないというスタンスで立っております。

ただし、今言われたような企業体に貸すと決定したわけでは当然ございませんので、普通財産の貸付については財務規則にもありますので、当然何らかの機会の確保といいますか、ある一定期間公募等を行いまして、空きが出た場合はそこに公募をかけまして適正なところにお貸しするという事になるのかなと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

総合福祉センターを貸付けするというような話ですけど、もう貸付けの前提みたいで、要するに売却するというような話も一つも出てきませんでしたが、この提案理由自体が6

8号の福祉センターの浴場の閉鎖に対する議案説明なんです。その中で今言ったようなことが言われているわけです。ですからこれは直接福祉センターの福祉棟の浴場施設と又は総合福祉センター全体の閉鎖についての関係もしますけれど、今いみじくも貸付けについて話がありましたが、普通財産を売却する場合は、先程言いました公募、または告示、そういった期間が必要になりますが、特定の企業にこれを貸付けている場合は、随意契約で売買することもできるような売払い規則になっています。

ですから、1年なり、2年特定の企業に貸付けると、今度はその企業に対して随意契約で売却することができるのです。そういったことがこの中にある、要するに段階的に条件を整備するという言葉になっているのではないですか。

ほとんど特定の企業に売り渡す、その前段として貸付けようと、そういう話ではないですか、違いますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今議員がおっしゃいますように、特定の企業に売払う、売却になると当然3年後になります、今福祉棟を貸すということと、3年後に売却するということは別問題だと考えております。

3年後にまた売却する場合は、その時に、今現在福祉棟を借りて3年後に全部を買いたいという提案というのは今あるのですが、別にそれでなくて、最初から3年後に全部を買いたいということで、そういう企業体も現れるかもしれません。そのこともありますので3年後にはまた福祉センターを閉鎖した後に、公募によってまた新たな企業体が見つかるかも知れませんし、その場合を見越しましてまた公募はかけたいと考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程も言いましたように普通財産売払いの事務取扱要項の中に、売払いの方法として随意契約できる場合がいくつか書いています。その中に事前にそこを借りている者が当然優先されるでしょう。そこが買いたいと言えばそこ随意契約を結ぶことができるようになっているわけですから、その前段として貸し付けると。そして貸付けたところに随意契約で公募はするかどうかは別にして、前回みたいに1ヶ月ぐらい公募して、その中でいまもう実際にここを貸しているところがあるから、ここに売りますということになれば当然そこが優先されるわけです。そういったことも含めて今回のこの段階的に、要するに福祉センターは最終的には売っていきこうと、売っていく手はずとしてこどもの遊具は取り外し、福祉センターの入浴施設は閉鎖し、そしてあるところに貸付け、数年後にはそこに売却すると、その案を出したのは実は役場の事務局だったと。

建設推進本部の本部長は町長ですから、この案について当然了承もしているでしょうけれども、そういうような手はずになっていないではないですか。

売払い、着手するのもそれこそ検討委員の委員さんが一言も言っていないですよ。了承はしたけれど早くあそこを売って下さいとか、早く処分して下さいとかは委員さんは一言も言っていないです。了承はしたと。役場からの提案があったとしても、そういうようなことで鞍手町の大事な財産。あの財産は、もう一つ聞きます。福祉センターは誰のための物ですか、誰の財産ですか。町長答弁をして下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

町民の財産だと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君に申し上げます。質問時間が30分を超えましたので質問を終了して下さい。引き続き一般質問を行います。

5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、鞍手インターチェンジ周辺開発についてということで進捗状況はどうなっているのかお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

現在の進捗状況につきましては、地域振興課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

鞍手インターチェンジ周辺開発の進捗状況につきましては、本年6月定例会の行政報告及び全員協議会の場におきましてご報告をさせていただいておりますので、その後の進捗状況についてご説明をいたします。

時系列で申しますと、6月～8月にかけてまして事業予定地に存在する高ノ口墓地の地権者への移転説明、そしてこれが合意がなされております。

7月～8月にかけてまして高ノ口墓地改装のための現地及び移設先用地の樹木等の伐採を行っております。

7月～11月にかけてまして開発エリア以外の農地にかかる水利関係者との協議、合意を行っております。

それから9月上旬に開発に係る地権者同意説明会を開催しております。これは開発許可等申請にかかる最終的な同意をここでいただいております。

9月中旬には農地及び町有地を除く山林等の買収、名義変更が完了いたしております。

9月中旬～11月中旬にかけて高ノ口墓地移設先用地の造成及び改葬・移転が完了いたしております。

12月に入りまして現在、高ノ口墓地内における無縁墳墓の調査、これは今の土の表土の方ですが、1メートルぐらい剥いて遺骨がないかどうかの調査を行っております。

このような進捗状況でございます。

また、開発に向けた町及び県の担当部署との協議は随時行っており、現在、12月20日締め農地法に基づく農地転用に向けて申請書を作成中であると聞いております。

併せて都市計画法に基づく開発申請及び森林法に基づく林地開発申請も同時期に提出すると聞いております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

私が聞きたいのは、今の説明もいいのですが、ちょっと小耳に挟んだのは物流が来るという話をお聞きしていますが、そういうのは入っていますか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

進出する企業はというよりも、今回の申請に当たりましては開発事業主体であります鞍手開発、合同会社の方が自ら造成し建物を建てる、それは物流用の建物というふうなことで申請をされると聞いております。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

何でそうなるのかよく分からないのですが、インターチェンジ周辺開発というのは、鞍手町のメインの事業でもあると思います。メインの事業で当初から物流とかが来ても開発にならないと。要は人も雇えない、人が来ない、そういう物流になったら駄目ではないかという話を前にもしたと思います。

民間が開発するのですから民間というのは当然買って、売って、儲ける、だから鞍手町全体のことを考えるわけではないのです。民間は自分が儲ければいいという考えしかないわけです。だから鞍手町の全体のことを考えて物流でいいのですか。そこは町長にお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

竹内議員が言われるのは本当に私も痛いほどよく分かります。

先程、立石課長が申しましたように、鞍手開発の合同会社が今そこを開発されております。何度も代表の方がお見えになって私共も何度も話をさせてもらいました。

要望としては、私としてはできる限り工事においても町内業者をなるべく使って下さいとか、できれば鳥栖にある「アウトレット」みたいな、ああいったものが来たらいいですねと、そうすると雇用も促進になるし、そして色々な各地方からも沢山の方が鞍手にお見えになるから、そういうのが助かりますけれどというお願いは重々いたしておるところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長はそういうふうなお願いはされているのですが、これは民間に全部任せるからこうになってしまうのです。私はなぜ行政も中に山が1つあるだけで、はっきりいって民間開発ですから口が出せない。これは言い方が悪いのですが病院と違うのですから、民間に対してはもうちょっと強く言って、違う業種を持ってきてもらうなり、なんなりしないと、あそこに物流ができれば鞍手町は終わりですよ、はっきり言って。

あれだけの広さでインターを下りたら物流かで終わりなんです。ですから、もうちょっとどんどん営業をしていただきたいと。これは本来、町がもう少し絡んで、これでなければ駄目とかというふうに言える立場までなっておけばいいのですが、あくまで土地が中にあるというだけで、あまり口が出せないというのがあるものでそうなのだと思いますが、その辺はこれからどうされますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

町として、町の雇用や活性化に貢献できるような企業の進出を当然私も望んでおります。ただし、事業主体である鞍手開発合同会社は同様で、鞍手開発の方もそういう意味においては行政とは同じベクトルの向きを向いているのですね。

先だって町村会の勉強会があった時に、小川知事がお見えになりまして、懇親会も丁度私の横にお座りになられたのですが、その時に知事が「あそこはどうなりよるね」と逆に私にお尋ねになられまして、「何とかあそこは私としては、アウトレット的な、まずはキーテナントとなる大きな何かが、人が集まるような何かそういうものはできませんかね」と言ったら、知事がそうなりますと県の開発行為にかけなくてはいけないということに、言うなれば大店法に準じた開発をやっていかななくてはいけないということで、「どうなんですか」と知事に言いましたら、知事が「ちょっと時間がかかるでしょうね」という話でした。これは如

ことがあるのですかということでもちょっとお聞きしましたが、これは四方山話です。

町長はそんなことはありますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今その話を聞いて私もびっくりしました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

これはあくまでもそういう話があるということで、ちょっと危なかしいなと思っているので私はこの場で言わせていただきました。

何でこんなことを聞くかという、一つは病院問題が新聞報道になった9月の時点、ある町の町長さんから「くらて病院はどうなっているのかね」と聞かれました。

その時の会話の中で、その町長さんが言われたのは、新聞報道を見る限りでは町長が人事に拘わって自分が何か儲けようとしているのではないかというような、そんなふうにつえられるような記事だったということです。

「そんなことをする人かね」と聞かれましたので、「それはお金を持っているので、ないのではないですか」という話をしました。これも四方山話です。

「徳島町長がそんなことをするわけないものね」と、そういうことを言われました。これは、これからここ数年大きなお金が動くだけに、もの凄く気を付けていかなければいけないと私は思っております。

それで、一つは透明性の確保のためにも電子入札とか、そういうものを取り入れたらどうなのかというようなことも考えていますが、そういうことはどうなのでしょう。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

正直言いまして、入札の委員会は副町長が代表で入っていますし、僕は入札にはほとんどタッチしていないのです。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

これは入札の透明性ということでございますが、電子入札が透明性があるかということになると、電子入札したから透明性が確保できたということにはならないのかなと思っておりますが、そうは言いながらこういった大きなお金が動くということで、例えば、入札になった、こういった入札になるかまだ分かりませんが、そういった不正のないような形で進めていくというのが基本であろうというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

とにかくそういうことに気を付けて下さい。

新庁舎建設予定の今後の見通しということで、この調子でいくと32年度末に間に合うのかどうかということをお聞きします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

庁舎に関しましては予定どおり32年度末、これは国の財政措置がありますのでスケジュールどおり32年度末に建設できるように進んでいきたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

病院の方はどうですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

先程も岡崎議員のところでもご答弁がありましたように、基本的にはくからて病院の建替えにつきましては、まずやはり医師の確保ということが前提になります。この医師の確保の見通しが立つのであれば、残された時間の中でこの建替えは進められるというふうに思います。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ぜひ、両方とも32年度末までに間に合うように、庁舎は問題ないとしても病院はとにかく正常化、今回嘆願書が出て、まず病院の存続を私達は考えています。今回も特別委員会で色々ありましたけれども、私が言われたのは、「あんた達は議会で何をしているのか」と、「何で下手人捜しばかりでなくて存続を何でちゃんと話をしないか」ということを、よく意見を言われまして、私もとにかく今回河野理事長が一生懸命頑張っておられますので、全部一任をし、議会としても全員でなくとも、本当なら全員でもいいのですが、ぜひ河野先生、病院の方と話をし、やはりよろしくお願ひしますというようなことを議会としてもしたらいいのではないかなと私は思います。

町長も誠心誠意、新理事長にお願ひをし、病院の方々に願ひをし、医師の招聘も上手くいくように、32年度末に病院が新しいものが完成するように努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

行政としては窓口が当然のことながら病院サイドの窓口といたしましては、河野理事長さんを筆頭に理事会ということになります。

何回か病院の方にもお願いにも行きまして、先程も申しましたように30日は逆にお越しになりました。理事会の皆さん方と河野理事長を筆頭にですね。

その中においてもしっかり河野先生とにかくお願いいたしますということでお願いをし、一緒にやりましょうということで、行政としては応援をさせて貰いますということもきちんと話をさせて、今は本当に河野理事長も行政、つまり私を含めて行政、そして担当、全てにおいて病院の理事会、河野先生を筆頭に理事会とは良好な関係であり、そして新病院建設に向けて頑張るということで、河野理事長が本当に心底おっしゃいました。

私としてもそれを真摯に受け止めて、役場としてはしっかり支えていき、応援をしていきたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

最後にインターチェンジ開発にしろ、病院、庁舎、どちらも建てるにしろ、今後の鞍手町の20年、30年、50年後を見越していかなければいけないので、とにかく頑張って役場の職員の皆さんも悪い話があっても跳ね除けて、これは今新聞でリニヤカーで色々問題になっていますので、当然役場の職員の方も気を付けていただきたいと。

とにかく全ての事業に関してベストを尽くしていただいて、いい物を作っていただきたいと、そのように願っています。よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

最後に申し上げます。

先程、宇田川議員の質問の時に調査特別委員会の議事録等をもらえなかったという町長の答弁がありました。

誤解のないようにしたいと思いますが、調査特別委員会の議事録はどなたが来られても閲覧できるようになっておりますので、資料提供を議会事務局が阻んだということはありませんので誤解のないように申し添えておきたいと思っております。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 15時39分

※ 会議録中 34 頁の〇〇〇は、鞍手町議会会議規則第 63 条の規定により発言取消の申出があり、会議において許可されたため削除しております。

平成29年鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
平成29年12月13日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成29年12月13日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成29年12月13日 午後1時51分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯉坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	6	田中 二三輝		8	鯉坂 省治	

職 務 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次長	長浦良	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月13日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第66号 鞍手町農業委員会の委員の定数に関する条例
- 日程第2 議案第67号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第68号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第69号 専決処分の承認（平成29年度鞍手町一般会計補正予算第4号）
- 日程第5 議案第70号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議案第71号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第72号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第2号）

平成29年12月13日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

まず町長から12月11日の会議における発言について、会議規則第63条の規定により、お手元に配布しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって町長からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第66号 鞍手町農業委員会の委員の定数に関する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第66号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第67号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の条例の改正に伴って今後育児休業自体が取得しやすくなっていくのか、どういう状況に変わるのかというのを教えて下さい。

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今回のこの一部を改正条例におきましては、鞍手町におきまして該当する、影響する職員はおりません。

職員は今までどおり3年間の育児休業があります。

臨時職員、嘱託職員につきましては、育児休業は対象になっておりませんので、この条例改正に伴いまして鞍手町に影響があることはありません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

これまでの育児休業の取得状況などが分かればお願いしたいですし、分からなければ委員会の時にでも資料を提出していただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

いま持ち合わせておりませんので、委員会の時に提出させていただきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第67号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第68号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

まず、この案件につきましては、提案理由の説明の中に鞍手町総合福祉センター福祉棟の浴場については、設備の老朽化や利用者の減少から今年度末をもって廃止する方針であることはこれまでも表明しており云々ということがございます。

これに関しまして、その浴場を廃止する理由、経緯、経過等について詳しく説明をして下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

まず福祉棟の浴場につきましては、本年第2回目の鞍手町町議会の定例会の施政方針において設備の老朽化や利用者数の減少により、平成29年度中の廃止に向け検討準備を進めてまいりますということを私が述べております。

総合福祉センター福祉棟の入館者につきましては、平成28年度が述べ2万4,882人、1日当たり85人であり、ピーク時である平成13年度の述べ8万5,755人、1日当たりが291人でした。その以前の時に比べまして約3割程度まで落ち込んでおります。

また設備も老朽化しており、使用料収入を差し引いても維持管理に多額の負担があるところから、検討の結果今年度末をもって廃止する方針といたしました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

議員、経緯をとということでございます。

まず経緯につきましては、当初今年の3月の定例会のときには町長がそういった考えがあるというふうな施政方針を言われております。

その後、庁舎の建設の検討委員会が5月31日に開かれた時に、その委員会の中で総合福祉センターは将来的に新しい庁舎に持って行ったらどうかというような発言がっております。その中でいろいろ検討を重ねておりました。

その後、検討を重ねる中で9月に福祉人権課長の方からお風呂の方の関係の方に、こういった風呂を廃止するというような方針であるというように話を進めておりましたところ、10月にある企業の方から福祉センターの使用についてというように話がございまして、今回こういった条例の改正を行おうというところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

いま副町長が答弁しましたが、その後、庁舎検討委員会の中の間答申が9月25日に出たということなのですが、その後に、この中間答申を受けて10月に入りまして副町長をトップにしまして庁舎内、総務課、政策推進課、福祉人権課、地域振興課などの関係課、係長クラスでワーキングチームを作りまして検討を始めました。

その後10月中旬に一般質問でも地域振興課長が答弁しましたように、鞍手町内で事業をするために遊休施設を活用したいという、何処かありませんかということで地域振興課の方に尋ねて来られた企業がいらっしゃいます。それで10月中ぐらいに福祉センターを視察したいということで来られたので、10月20日の日に視察に応じました。

今のところは以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

そういったことで今回条例の提出という形になったのだらうと思いますが、特に昨日一般質問をされた議員の質問の中においても、先程言いました調査等特別検討委員会、建設検討委員会の中間答申の付帯意見に基づきということですが、この福祉センターの関係等につきましては、委員会の初日か、1回目か、2回目の時に確かに私の方から福祉センターについての取扱い云々ということ質問させていただいたというふうに記憶もありますので、それに基づいて付帯意見が付けられてプロジェクトチームを作成された後、検討に入った段階でタイミング良く企業等からの問合せもあったのだというようなご説明であるというふうに解釈したいと思います。

そういう内容について条例等を確認いたしました。鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例ということに関しまして、それに付随する条例の施行規則等の中身から見ますと、確かに収益事業等で利用が出来ないというような形で今条例等が整備されているというふうに理解をしております。その関係条例等を変更しやっていくということが提案理由の説明にある段階的に条件を整備しておく必要があるというところになってくるのかなと思いますが、まずこの段階的に条件を整備しておく必要があるという理解について、今私が言うような収益事業を目的とした先に、この閉鎖後の福祉棟を貸与出来る、そういった条件を整備して行くための第一歩であると。

そして、将来的に売却等になった時には、透明性をしっかり確保するという手続きを確実に踏むのだといったことを確認させていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

議員がおっしゃるとおりで、これについてはそういった趣旨でこの条例改正を行っておりまして、言われるように透明性を持って今後の対応をしっかりして行きたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

最後にもう一度全体的に確認をさせていただきます。

まず、今回のこの条例改正には、庁舎建設検討委員会の中での付帯意見に基づいて検討を始め、プロジェクトチームが立ち上がり、そして活動を始めようとした矢先に企業からの申し出がタイミングよくあったというふうな理解でいいのかということを確認させていただきたいと思います。というのは、建設検討委員会の中でこういう貸付先がありますから福祉棟について、こういうふうな形で処分を考えていますとかという話は一切ありませんでしたので、そういった時系列で間違いがないということを再度確認させていただきたい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

検討委員会の中で中間答申をいただく時までは、まだこういう話というのは全然ありませんでした。中間答申をいただいた後に、先程も言いましたように企業の方から、まず管理棟の研修室を一般と同じように貸してもらっただけでいいと、研修室を貸して下さいというような形で言われたのですが、条例に載っていますように、4条の事業の中にも入りませんし、施行規則の中にも収益を目的とする民間企業が研修室を使うというのはいかなるものかということで検討しました結果、条例の適用外にしないと貸せないということになりましたので、このように今回条例改正を上げさせていただいております。

時系列の確認におきましても間違いはありません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この議案については、昨日の一般質問をさせていただきました。その一般質問の最後で総合福祉センターは町民のためのものということで町長は答弁をされたというふうに思います。忘れてはないと思います。

今、隣の議員は提案理由の説明のことについても縷々質問されましたが、提案理由の説明では、将来的な全施設の利活用を前提としたプロジェクトの提案のあったことから、この機会を失することなく取り組みを進められるよう段階的に条件整備を行っておく必要があるため、として福祉棟の浴場の廃止をすることとなっていますが、先程答弁の中にもありましたが、利用者が減少していると、13年度の利用者に比べて3割ぐらまで減っているという答弁でした。

しかしながら、答弁の中にもありましたように28年度で高齢者が年間約1万7千人。全体でも約2万5千人の方が利用している。鞍手町の施設の中でも利用頻度の高い施設だと思います。

本当に町民のための施設というなら、廃止するのではなく設置目的に沿ってより多くの方が利用出来るように知恵を出して改善することが、この施設を作った行政としての勤めではないですか。福祉棟の浴場を廃止することがなぜ町民のためになるのか、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

総合福祉センターの福祉棟の浴場の施設については、設備の老朽化や利用者数の減少から、今年度末をもって廃止する方針であることは先程私が述べましたが、浴場の施設を含む福祉

棟については、町といたしましても高齢者の憩いの場であることは承知しておりますが、浴場があることだけが福祉と言えるものではなく、こどもから高齢者まで幅広く活用できる居場所づくりを検討していくことが大事なものではないかとそのように考えております。

そのため、高齢者の憩いの場については、管理棟のオープンスペース、入りまして奥の方になるのですが、管理棟のオープンスペースを活用いたしまして、町民の憩いの場を備えることも検討もいたしております。このことから、議員がおっしゃることも重々分かりますが、私としては当初から申しておりますように、福祉の後退はいけないというふうに申しております。

これをもって福祉の後退となることには繋がらないとそのように考えておりますし、また先程も私が答弁いたしましたように、やはり費用対効果というもの、そこをやはり検討委員会の皆さん方にも重々ご配慮いただいて、審議をいただいたことだとそのように伺っています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

全然答弁になっていないでしょう。どうして浴場を廃止することが町民のためになるかということを探ったのです。3回しかできないのでもう一度答えて下さい。

それと、今、前議員も質問していましたが、浴場の施設が赤字だとか、経費がかかるだとか、そもそもその福祉施設に収益を上げるための施設なのかどうかです。これは収益事業かということと隣の議員は言われていましたけれど、福祉施設が収益事業になり得るはずがないのです。収支の善し悪しという尺度で存続を判断するような施設ではないでしょう。収入が少ないから廃止する、収入が多いから存続するとか、収入の善し悪し、収入が良いとか悪いとか、費用対効果があるとかないとか、そういったものが福祉施設の判断の材料になること自体がおかしいのではないですか。

提案されている議案の条項を見ると設置目的は収益を求めるものではなく、町民全てが生き生きと生活できる環境づくりを目指すことを目的としたと、設置の目的のところにもこう書いていますよ。もし、公共施設とか福祉施設に収益性を求めるなら、役場とか中央公民館とか、そういった施設も費用対効果とか収益性を求めるのですか。役場に利益が上がっていますか。

町長に多額の報酬を払っていますけれど、その報酬に見合うだけの収益が上がっていますか、違うでしょう。自治体そのものが収益性を求めるようなものではないですよ。

ましてや福祉施設に収益性を求めて費用対効果が合わないから廃止するとか、町長は町民のための施設だと言いながら何で収益性とかということを根拠に浴場を廃止しようとするのですか。もう一度答弁して下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

施設の集約化により面積を縮小することが福祉の後退となるとは言えないとそうのように考えております。寧ろ今以上に福祉、保健事業に取り組めるように庁舎に付帯させる複合施設の整備を充実させたいとそうのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

浴場が無くなるではないですか。少ないとはいいいながら高齢者の人が1万7千人も使っているのです。全体でも年間2万5千の人が使っているのです。それが集約化というような一言で廃止出来るような施設ではないでしょう。

本当に町民のための施設というなら、一番最初に言ったように、行政として一番最初に浴場を作った趣旨、そういったものに基づいてもっとより多くの人達が利用できるように改善していくのが行政の仕事ですよ、努めですよ。

それを一番多い時から少なくなったから廃止するとか、集約するとか、そういうような施設ではありませんよ。特に一般質問の中でも指摘しましたが、隣の議員は庁舎等の建設検討委員会に出席されている議員ですけれども、これは昨日も一般質問の中でも指摘させてもらいました。

中間報告の付帯意見に基づきとこの議案の中にはありますが、付帯意見として付けられた意見そのものが、昨日も言いましたように、一番最初に提案があったのは第3回事務局の係長が付帯意見として総合福祉センターは比較的新しい施設であるから、閉鎖後の売却や利活用などの処分に係る検討に早急に着手することとすることを付帯意見として付けさせてもらいますと、今後こういうような発言も出るでしょうからということによって言っています。

行政内部から出た意見ですね。その後5回目の検討委員会の冒頭の説明で、今度はまた事務局から付帯意見について説明した部分があります。その時は今度はどういう説明かという、「別紙になりますが付帯意見としてこれまで委員の皆様方にいただいた意見とを纏めております」というように言っています。

一番最初に付帯意見として提案したのは事務局でありながら、今度は委員の皆様のご意見として取りまとめておりますというような説明をしています。明らかに検討委員会の委員さんの意見でないものを委員の意見のように見せかけて取り扱っているのです。その付帯意見として付すべきものではないですよ。意見として委員さんはこの言葉については一言も言っていないです。1回から6回まで全部見て下さい。

むしろ庁舎移転後の福祉センターの取扱いをどうするか考えるなら、むしろ諮問事項の一つとして諮問して事務局案として提案して、おそらく検討委員会の中で審査して、委員さんからの意見を聞いて尊重して廃止かどうかを議論すべきだったと思うのです。

もっと言うなら、あれだけの総合福祉センターですよ。それは存廃について別の検討委員会を作って、本当に存続させるか廃止するかを検討すべきような非常に鞍手町にとって大き

な案件です。それを行政の事務局が付帯意見として付けますと言って、今度は委員の皆様の意見として付帯意見として付けますというように見せかけているわけですよ。

実際に意見でないものをこうやって付帯意見として取り扱うこと自体、またそれをこの議案の提案理由とすること自体、この提案に正当性がないというふうに私は思いますが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

いま議員、1回から5回までの議事録の中にそういったものが載っていないということを言われたのですが、私が最初に申し上げたとおり、第1回目の時に委員の方から施設の集約をするのであれば福祉センターも此方に持って来ればと単純に考えるというような発言がありまして、その中で事務局の方から総合福祉センターの面積機能の全てが必要かどうかも含めて検討させていただきたいというような答弁もしています。

こういったことを踏まえて検討を重ねておったということでございますので、そのところは、何にも委員さんからそういった発言がなかったから付帯意見にそういったことを載せるのはおかしいのではないかということでは、私の方ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程から提案説明の中身についても縷々述べられておりますが、一つは段階的に条件整備をしていくというのは、具体的に言ったらどういう条件整備をしていくつもりなんですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

段階的にというところでは、今回福祉棟の廃止を提案させていただいております。それ以外の施設につきましては、今後検討していくものとしております。以上です。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

まず今回条例案を上げておりますが、条例案が可決いたしましたら、民間にも貸し出せるようにしまして。その前に今は行政財産でありますので、それをまず普通財産に落とす必要があると思っております。普通財産にした後に、これから賃貸借というような形になると思います。その後に福祉人権課長が言いましたように、4月以降になりましたら収益目的で民

間企業に貸し出せるように条件を整備していきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ちょっと質問がかぶることはあるとは思いますが、ここは福祉センターですから収益事業というふうに、そこをかぶせていくというのはいかがなものかというふうに思っております。

鞍手町のキャッチフレーズと言いますか、ハートフルステーションと言っていますよね。福祉の後退ではないと先程も町長が言われていましたが、でも必要最低限の福祉機能、保健機能を庁舎と一緒にやると、これハートフルステーションの名に、なかなか合致しないのではないですか。福祉の充実というのがハートフルステーションの中身であろうというふうに思うのですが、そういう意味で浴場を廃止するというのは、本当に利用者の方、町民の方からあそこが無くなったら本当に困りますという意見を私はたくさん聞いているのです。

ここを福祉の後退とは思わないと、やっぱり実際後退だと認識をした上で福祉の充実を図っていくべきだろうというふうに思うのですが、その点について答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員のおっしゃることは本当に重々心得ておるかと思えます。

まず1つは、お風呂ですが、あのお風呂を今議員が言われたように本当に困りますというのは、一つは家にお風呂が無いから、昔、私が小さい頃は近くに銭湯とかがあったのですが、いまはそういう時代が変わりまして、普通銭湯といいますかああいったものが全て無くなりました昭和の時代で。

今の現世の時代において家庭で風呂がないからあそこの風呂に入っているのですよという方が居られれば、今からそういったものも含めて検討は実は考えているところでした。ただいかんせん、あそこの風呂のボイラーが大分壊れてきて危ないような状況になっているという報告を受けまして、ボイラーを変えらるとなると数千万かかるみたいだということ、そして維持管理を考えるとちょっとやはり、今は財政状況は非常に厳しい状況に、私が言うまでもないかと思いますが、そういう状況下においては、今回はここを廃止させていただきたいと、一つはこれはお願いでもございます。

それと、先程言いましたように、家に風呂が無い方にとっては本当に困る話でありますので、それはきちっとした形で今から調査を行おうという、そういうふうな段階でございましたということです。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ということは福祉の後退には間違いないということですね。

昔は長谷に老人福祉センターがあって、あそこにも風呂がありました。

そして議員で調査特別委員会なりを作って、いろいろな場所も選定しながら今の総合福祉センターがある位置にどういう設計でやろうかだとか、お風呂に薬湯があったりとか、視察にも行って出来上がりを確認して、カラオケをどうしようとかいろいろな検討を加えてあそこが出来たわけですよ。

当初はもちろん多い時は8万5千人ぐらい来られていたということですが、でも入湯時間というか開館時間、日にちもそうですが、それを変えたりして減ったという部分もあるでしょう。

料金の改定も含めてですが、そういう条件もあっての、ただ単に同じ条件で利用者が減ったということにはならないと思うのです。ですから今後こういう施設は、お風呂の無い方だけが使っているのではないですよ。憩いの場とも言われましたが、それ以外でも自分の家にお風呂があったとしてもやっぱり使っている。あそこでお風呂に浸かりたいという方も沢山おられるわけで、そういう意味でそういう施設を新たに作るのか、または維持していくのかというのも是非考えていただきたい。

ちょっとずれますが、スイミングクラブもなくって温水プールもなくなって、老人の健康促進するようなそういう施設もどんどん減って行っているということで陳情も出されました。そういう意味で言えば、こういった施設をぜひ維持するだとかという考えもぜひ検討していただきたいというふうに思います。もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

そうですね、全てなくすという、今回は取りあえずはなくす方向ではおるのですが、後に民間の方々にもアプローチをかけております。

皆さん方もよくご存じかと思いますが、例えば東京なんかでは大江戸温泉物語とか、ああいった立派なお風呂の施設をもたれているところもございます。そういったところも全国展開でやられているということも聞いております。

そういったところにも今回たまたま民間の皆さん方で頑張っておられますインター横の開発ですか、その責任者の代表の方にもそういったことの働きかけも当然行っております。もし民間の方が来られるのであれば、逆に町民の方がそこを利用される時にはそれなりの、今すぐは分かりませんが、割引チケットですか、そういったものを町民の皆さん方にして、そして福祉センターと同じような感じで使えるようになればということも、いろいろな分野において検討していきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第68号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第68号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第69号 専決処分の承認(平成29年度鞍手町一般会計補正予算第4号)を議題とします。

先ず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開き下さい。

2款 総務費について、10頁から13頁について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8頁をお開き下さい。

15款 県支出金について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入、歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第69号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第69号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第70号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の14頁をお開き下さい。

2款 総務費について14頁から17頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について16頁から25頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

19頁、障害福祉サービス費が5千万円ほど補正が組まれています。

中身を見てみますと、訪問系のサービス、通所系、入所系というふうにあります。この増えた理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

先ず訪問系サービスの給付費についてご説明させていただきます。

本補正につきましては、10月までの実績により今年度分全体を見込んだものでございます。

主な増減の要因といたしましては、居宅介護費で28年度月平均利用日数の見込が269回から実績しいたしまして283回の増となっております。

当初予算で1,537万2千円を見込んでおりましたところ、実績見込額といたしまして1,687万8,903円となり、150万6,903円の増が主な原因でございます。

続きまして、通所系サービス給付費についてご説明させていただきます。

この中身におきまして主な増減の要因といたしまして、生活介護費が28年度の月平均利用日数といたしまして1,343回で、実績といたしまして1,452回、109日の増となっております。当初予算で1億5,602万4千円を見込んでおりましたところ、実績見込額が1億7,841万269円となり、2,338万6,249円の増となっております。

また、通所系サービスの内、就労移行支援におきまして28年度月平均利用日数におきまして129日で実績では168日となりました。これにより当初予算といたしまして1,400万4千円を見込んでおりましたところ、実績見込額といたしまして2,293万9,883円の増となり、893万5,889円の増となったことが主な要因でございます。

続きまして、入所系サービスにつきましてご説明をさせていただきます。

この増額の主な要因といたしましては、共同生活援助費の1,129万1,232円の増となっております。

利用区分の重い方が多く利用されたために月平均利用見込額が475万7千円が実績といたしまして月542万6,605円となり、約14%の増となっております。これにより年額1,129万1,232円の増となっておるところが主な要因でございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

その見込と昨年の実績と、今年の10月までの見込を含めての増というのは分かるのですが、何で増えたのかというのをお尋ねしたかったのです。その理由について。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

主な原因としましては、月あたりの平均の利用日数が増えたということでございます。

確かに利用者の増えた部分がございますが、利用者あたりで例えば、生活介護費で利用者が月68名のところ71名で3名の増ではございましたが、利用人数にいたしまして、その1人あたりの利用回数が増えたことが主な要因となっておりますでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費及び8款 土木費について、26頁から31頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について、30頁から39頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入にはいります。

8頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑お受けします。

8頁から13頁について質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

13頁の土地売り払い収入が48万4千円上がっています。その中身について教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

土地売り払い収入の48万4千円につきましては、新延の字碓、碓池の付近の町有地を払い下げております。

面積にいたしまして2筆あるのですが、146㎡と7㎡、合わせて48万5,415円で県に売買しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

37頁の長期債償還利子についてですが、長期債の借入利率が見直しされたということですが、この中身について教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この1目の元金と2目の利子は関係がございまして、2つ要因がございまして。

まず1つ目の要因は、平成18年度に10年毎の利率見直し方式で借入れた地方債について10年が経過して、利率が1.7%から0.01%に見直されたことに伴いまして元金と利率を補正するものでございます。その影響で247万1千円を減額しているというところでございます。

2つ目の要因としましては、平成28年度借入分の利率につきまして、当初予算におきまして利率を2%で組んでおりましたが、実際の借入利率が下がったことなどによりまして、長期債償還利率を1,003万8千円減額したというところになっております。

因みに借入としましてはいくつあるのですが、最も安い利率で0.01%、最も高い借入利率0.08%の利率となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第70号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第70号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第71号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第71号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第71号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第72号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の減額補正についてですが、病院事業の実施設計の着手時期が未定という、勿論そういうこともあるのですが、もう一つの理由として医療器機購入費の確定に伴う不用額が発生しているというふうに言われていますので、その分がどのくらいなのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今回補正前におきまして医療器機購入分として7,700万円を予定していましたが、最終的に6,548万2千円となりまして、この医療費分の減額分が1,151万8千円というふうになっています。

器機の内容としましては、アイシング装置、酸素濃度計、内視鏡用炭酸ガス送気装置、バイポーラセット、訪問看護システム、外科用X線テレビシステム、放射線画像システム、手術用ベットサイドモニター等となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

不用額自体が1,150万円ほどということですので、ということは実施設計自体は約2億ほどを考えているということになるのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この実施設計に係る分につきましては、病院事業債、それから過疎債、どちらも7,650万円、合計で1億5,300万円を計上しておりました。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第72号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第72号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りいたします。

明日14日から18日までの5日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日14日から18日までの5日間は委員会審査ため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時51分

平成29年鞍手町議会第5回定例会会議録（第5号）						
平成 29 年 12 月 19 日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年12月19日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年12月19日 午後1時30分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	4	宇田川 亮	5	竹内利一		

職 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次長	長浦良	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月19日 午後1時開議

第5号

- 日程第1 議案第66号 鞍手町農業委員会の委員の定数に関する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第68号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第69号 専決処分の承認 (平成29年度鞍手町一般会計補正予算第4号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第67号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第70号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算 (第5号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第71号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第72号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算 (第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 意見書第1号 北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を
求める意見書
- 日程第9 意見書第2号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書
- 追加日程第1 決議第1号 徳島町長に対し辞職を勧告する決議
- 日程第10 閉会中の継続事件

平成29年12月19日（第5日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

先ず、竹内議員から12月12日の会議の於ける発言について、会議規則第63条の規定によりお手元に配布しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって竹内議員からの発言の取消の申出を許可することに決定しました。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第66号及び日程第2 議案第68号の2件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第66号 鞍手町農業委員会の委員の定数に関する条例。

議案第68号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本委員会は、12月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第66号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第66号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第68号について討論はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

議案第68号は、入浴施設の福祉棟を廃止して民間業者に貸し出し、その後総合福祉センター全体を閉鎖した上で、売却に道を開く議案となっているため反対の立場から討論します。

福祉棟の利用者は近年減少しているとはいえ、28年度で年間高齢者が述べ1万7千人、福祉棟全体で述べ2万5千人が利用し、総合福祉センター全体では述べ9万4千人が利用している利用頻度の高い施設で、近隣の市町村にはない鞍手町が誇る保健福祉施設です。

町は入浴施設が赤字だとか経費が係りすぎるというが、福祉施設はそもそも収益を上げる施設ではなく、収支の善し悪しという尺度で存廃を判断するような施設でもありません。また、築後17年しか経過しておらず、鞍手町の公共施設の中では一番新しく、ボイラー等の改修が必要だとしても今後十分に活用出来る施設であり、本来廃止を考えること自体が間違っています。

町長は私の質問に対して町民のための施設ですと答弁したが、心からそう思うなら廃止するのではなく、町民全てが生き生きと生活出来る環境づくりを目指すという設置目的に沿ってより多くの人利用出来るように知恵を出し、改善していくことがこの施設を作った行政の勤めです。

今後、団塊の世代が後期高齢者になり、益々高齢者の増加が込みまれ、如何に健康寿命を延ばすかが国の命題となっている中で高齢者の憩いの場である福祉棟を廃止し、更に総合福祉センターを閉鎖して民間業者への売却を可能にする議案には理解出来ない、町民の健康や福祉の充実を図るならば保健福祉施設を移転しコンパクトにするのではなく、福祉棟は勿論総合福祉センター全体を充実して、より多くの人利用しやすい施設にすべきではないか。

一旦この議案が通ってしまえば、毎日福祉棟でお風呂に入りゆつくりと1日を過ごしている高齢者の人達の暮らしがずたずたになり、日々の生活に大きな不安を与えかねません。

更に、総合福祉センター全体を民間業者に売却することになれば、今まで総合福祉センターを拠点として健康の維持管理に勤めてきた人達が拠点を失い、町民の健康や福祉の大幅に後退を招き、高齢者や利用者にとっては非常に冷たい施策と言わざるを得ず、到底賛成することは出来ません。従って議案第68号に断固反対いたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第66号 鞍手町農業委員会の委員の定数に関する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第69号から日程第7 議案第72号までの5件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の審査報告をいたします。

議案第69号 専決処分の承認(平成29年度鞍手町一般会計補正予算第4号)。

本委員会は、12月13日に付託された上記議案を審査の結果、原案を承認すべものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第67号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第70号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)。

議案第71号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

議案第72号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第2号)。

本委員会は、12月13日に付託された上記議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第69号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第69号 専決処分の承認（平成29年度鞍手町一般会計補正予算第4号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第67号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第8 意見書第1号及び日程第9 意見書第2号を一括して議題とします。

提出者を代表して6番議員 田中二三輝君に趣旨説明をお願いします。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

意見書第1号及び意見書第2号を提案いたします。

意見書第1号 北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を求める意見書。

意見書第2号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書。

別紙意見書案を提出。

平成29年12月19日提出。

提出者 鞍手町議会議員田中二三輝君。同じく須藤 敏夫君。

提案理由。

地方自治法 昭和22年法律第67号 第99条並びに鞍手町議会会議規則 昭和62年鞍手町議会規則第1号 第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 星 正彦君

お諮りいたします。

意見書第1号及び意見書第2号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。意見書第1号及び意見書第2号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第1号 北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を求

める意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第2号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第2号は原案のとおり可決されました。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

この際、徳島町長に対し辞職を勧告する決議について動議を提出いたします。

(「賛成」の声あり)

○議長 星 正彦君

只今、田中二三輝君から徳島町長に対し辞職を勧告する決議について動議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成者がありますので成立しました。

この動議を日程に追加し、追加日程第1 決議第1号として議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1 決議第1号として議題とすることに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よってこの動議を日程に追加し、追加日程第1 決議第1号として議題とすることに可決されました。

追加日程第1 決議第1号 徳島町長に対し辞職を勧告する決議についてを議題とします。

先ず、決議第1号は口頭により提出されましたが、内容が重要であること、また内容を明確にし、決議後に疑義を生じさせないため田中二三輝君にお尋ねします。

決議案を今から提出できますか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

はい。提出できます。

○議長 星 正彦君

それでは決議案を事務局に配布させますのでしばらく休憩します。

休憩 13時20分

再開 13時22分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

それでは、提案理由の説明を求めます。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

提案理由の説明につきましては、只今配布いたしました案文を朗読して提案に替えさせていただきますと存じます。

徳島町長に対する辞職勧告決議（案）。

徳島町長は「議会軽視」「議会での虚偽答弁」「くらて病院への不当介入」など自分勝手な町政運営を続け、町民の期待を大きく裏切り続けている。

本年9月開催の鞍手町議会定例会において、「くらて病院が混乱している認識はない」「辞職する医師は無責任」などの答弁をおこない、くらて病院の信頼と医師の名誉を傷つけた。自己を正当化するだけの目的で虚偽答弁を繰り返し、町民の対しても事実と異なる説明を切り返すなど、徳島町長こそが最も無責任であることを自ら自覚すべきである。

黒字経営が続いているくらて病院に対し、独断により自らの支援者を理事や事務局長にするよう強要し、病院へ不当な介入を繰り返し行い、内科常勤医師を辞職に追い込んだ結果、多くの患者やその家族に大きな不安を与え、地域医療崩壊の危機を招いている

徳島町長は病院の正常化と口では言っているが、そもそも安定した医療を提供していたくらて病院が現在の状況に陥った全ての責任は、徳島町長の自己本位な悪質で執拗な不当介入にあり、徳島町長の責任は極めて重大である。

このことは、「地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会」に於いて明らかとなっている。その調査報告書を謙虚に受け止めず、その後の発言や態度からは全く反省がないと判断せざるを得ない。

これまでも、徳島町長は議会に対して自らが提出した議案の内容を十分に把握せずに、議員の質問に対し答弁に詰まった挙げ句、「忙しいので気がつかなかった」など、軽々しく答弁し議会を軽視した姿は、町民を軽視していることに繋がる。

この軽々しく答弁する姿勢は答弁を二転三転させ一貫性が無いばかりか、発言を容易に取り消すなど、議会を混乱させていることは到底ゆるされるものではない。

また、庁舎内で十分に協議検討されたものではなく、法や条例を軽視し、熟慮に欠けた町長自らの浅はかな思い付きで新規事業に取り掛かろうともした。しかし、議員からの質問に答えられず、簡単に議案を取り下げた行為は、町政に対する真剣さに欠け、町長としての資質のなさを自ら暴露した。

更に、この12月開催の鞍手町議会定例会に於いて、議員からくらて病院の患者とその家族及び鞍手町民に対し謝罪と不当介入を行わないとの誓約を求められたが、徳島町長は即刻応じようとはせず、「懺悔の念」はみじんも感じられない。

本来、町長という職は町の代表者として公平・誠実に職務を全うしなければならない大変重い職責がある。徳島町長はこのことを理解せず自己中心的な考えに終始している。

よって、鞍手町議会は行政の長としての資質を欠く徳島町長に対し、町政を正常化するために辞職を勧告し決議するものである。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

決議第1号 徳島町長に対し辞職を勧告する決議について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

決議第1号 徳島町長に対し辞職を勧告する決議について討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

決議第1号 徳島町長に対し辞職を勧告する決議について採決します。

決議第1号 徳島町長に対し辞職を勧告する決議に、賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって決議第1号 徳島町長に対し辞職を勧告する決議は可決されました。次に進みます。

日程第11 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成29年第5回定例会を閉会します。

閉会 13時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 田 中 二 三 輝

議員 鯨 坂 省 治

平成29年12月19日

鞍手町議会

議長 星 正彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
地方独立行政法人くら て病院運営の正常化に 関する調査特別委員会	地方独立行政法人くらで病院運営の正常化に関する調査
議会広報編集調査 特別委員会	議会広報編集及び調査